

官報

号外 平成十三年十一月九日

○第百五十三回 参議院会議録第九号

平成十三年十一月九日(金曜日)

午後三時一分開議

○議事日程 第九号

平成十三年十一月九日

午後三時開議

第一 国務大臣の演説に関する件

第二 テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

第三 テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律案(内閣提出)

第五 地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律案(第百五十一回国会内閣提出、第百五十三回国会衆議院送付)

第六 司法制度改革推進法案(内閣提出、衆議院送付)

第七 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(第百五十一回国会内閣提出、第百五十三回国会衆議院送付)

平成十三年十一月九日 参議院会議録第九号

国務大臣の演説に関する件

○本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(井上裕君) これより会議を開きます。

日程第一 国務大臣の演説に関する件

財務大臣から財政について発言を求められております。これより発言を許します。塩川財務大臣。

(国務大臣塩川正十郎君登壇、拍手)

○国務大臣(塩川正十郎君) 今般、さきに決定されました改革先行プログラムを受けて、平成十三年度補正予算(第一号、特第一号及び機第一号)を提出することとなりました。その御審議をお願いするに当たり、当面の財政政策等の基本的考え方について所信を申し述べますとともに、補正予算の概要について御説明申し上げます。

まず、最近の経済情勢とさきに決定されました改革先行プログラムについて申し上げます。

我が国経済を取り巻く国際経済情勢を見ますと、これまで世界経済を牽引してきた米国経済が、IT関連産業の業況悪化を契機といたしまして昨年後半以降減速したこともあり、世界経済の成長には減速の傾向が見られます。

我が国経済は、こうした世界的な経済動向のもとで、いわゆる産業の空洞化の進行も相まって、輸出、生産、設備投資は減少し、雇用情勢は悪化

するなど厳しい状況にあります。また、先般の米国における同時多発テロ事件により先行きに不透明感が増しており、今後、内外の経済動向を一層注視する必要があると考えております。

こうした状況の中、政府としては、状況の変化に細心の注意を払いながらも、中長期的な視点に立ち、個人消費を初め民需主導の持続的な発展を図るため、各般の構造改革を積極的に推進することとし、これを経済財政運営の基本とすることを考えております。このような観点から、十月二十六日に、構造改革を進めていく上で先行して決定、実施すべき施策を盛り込んだ改革先行プログラムを決定いたしました。

同プログラムにおいては、経済活性化を図るため、雇用創出にも資する規制改革等を強力に推進するとともに、証券市場、金融システムの構造改革の一環として、証券税制の見直し、不良債権処理の強化等の施策を講じることとしたところであります。また、構造改革を進めていく過程で生じ得る失業や企業倒産の増加等に対応するため、雇用及び中小企業等に係るセーフティネットの一層の充実策を講じることとしております。さらに、これらとあわせて、構造改革を加速するために特に緊急性の高い施策として、電子政府の実現、学校の情報化の推進、保育所待機児童ゼロ作戦等の推進、廃棄物処理施設の緊急整備、地域科学技術振興を通じた新産業等の創出及び都市再生等に資するPFIの推進を図ることとしております。

このうち、証券税制に関しては、株式譲渡益課税について、平成十五年一月から申告分離課税への一本化、税率の引き下げ、損失繰越制度の導入等の措置を講じるとともに、緊急かつ異例の措置として、平成十四年末までに新たに購入した上場株式等について、その購入額が一千万円までの譲渡益を一定の要件のもとで非課税とする措置を講じるため、租税特別措置法等の一部を改正する法律案を国会に提出いたしております。

取り組みについて申し上げます。

同事件は、数多いとうとい人命を奪う極めて卑劣かつ許しがたい暴挙であり、ここに改めて、犠牲となられた方々に哀悼の意を表するとともに、被害者の方々に対し心からお見舞いを申し上げます。

す。同事件に対しては、世界及び日本の経済システムに混乱が生じないよう、G7を初めとする国際的な協調体制の中で、金融システムの安定等適切な対応を図ってまいりました。また、テロリストへの資金供与を防止するため、我が国としても、タリバン関係者等に対して資産凍結等の措置を講じております。

次に、今般提出いたしました平成十三年度補正予算の概要について御説明いたします。

まず、歳出面においては、改革先行プログラム関連といたしまして、雇用対策費五千五百一億円、中小企業等対策費二千五百一億円、緊急構造改革加速施策対策費一千九百八十九億円の計一兆円を計上するとともに、緊急テロ等対策費四百九十九億円、牛海綿状脳症対策費でございまして、それに対しまして二百六十五億円、災害対策費三千三百三十九億円、地方交付税交付金二千五百九十八億円を計上することとしております。このほか、義務的経費の追加等、特に緊要となったやむを得ない事項等について措置することとしたところであります。これらの歳出の追加額の合計は二兆九千九百五十五億円となりますが、あわせて既定経費の節減等を行うこととしております。

他方、歳入面においては、租税について最近までの収入実績等を勘案して一兆一千二百億円の減収を見込むとともに、前年度の決算上の剰余金四千五百八十九億円を計上し、さらに、その他収入の増加を見込んでおります。

なお、決算上の純剰余金については、国債の追加発行を極力抑制するとの観点から、財政法第六条に基づく国債整理基金への繰り入れを行わないこととしております。この剰余金の処理につきましては、別途、平成十二年度歳入歳出の決算上の

剰余金の処理の特例に関する法律案を提出し、御審議をお願いいたすこととしております。

以上によつてなお不足する歳入について、やむを得ざる措置として一兆六千八百二十億円の公債の追加発行を行うこととしております。今回の措置により、平成十三年度の公債発行額は三十兆円となり、公債依存度は三五・八％となります。

これらの結果、平成十三年度一般会計補正後予算の総額は、当初予算に対し歳入歳出ともに一兆六千十億円の増加、八十三兆七千三百三十三億円となります。

以上の一般会計補正等に関連して、特別会計予算及び政府関係機関予算についても所要の補正を行うこととしております。

財政投融資計画については、改革先行プログラムを実施するため、この補正予算において、日本政策投資銀行及び日本育英会に対し総額六百十七億円を追加することとしております。

以上、平成十三年度補正予算の概要について御説明いたしました。

今回の補正予算は、我が国経済の再生には構造問題の解決こそが不可欠であるとの信念のもと、財政節度を踏まえつつ、現下の緊急課題である雇用対策を最重点に編成したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) ただいまの演説に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。今泉昭君。

(今泉昭君登壇、拍手)

○今泉昭君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま行われました財務大臣の財政演説に対し、総理並びに閣僚大臣に質問をいたします。小泉内閣が誕生してからもう半年が経過しようとしております。この間、我が国は、小泉内閣が掲げた構造改革五つの目標、すなわち、「努力が報われ、再挑戦できる社会」、「民間と地方の知恵

が活力と豊さを生み出す社会」、「人をいたわり、安全で安心に暮らせる社会」、「美しい環境に囲まれ、快適に過ごせる社会」、「子供たちの夢と希望をはぐくむ社会」という美辞麗句の看板とは裏腹に、国民生活の基盤とも言うべき経済活動は低下の一途をたどり、毎日五十件以上の企業が倒産し、経済活動を支えてきた勤労者の方々は三百五十七万人もが仕事を失ひ、生きる望みを失った人は一日に百人近くも自殺をするという状況に追い込まれております。このような状況について、総理は一体どう考えておられるのか、お聞かせください。

小泉総理は、さきの通常国会の所信表明演説において、恐れず、ひるまず、とらわれずという姿勢を貫き、改革を進めていくことを表明されました。しかし、六カ月を経過した今日、総理が具体的に改革に手をつけたという行動は全く見えてきません。内閣府が現時点で実施したと説明するのは皆、見直し検討開始とか、調査を開始とかというものでばかりであり、何もやっていないものではないのです。総理は、骨太の方針と改革工程表と改革プログラムを誇らしげに示しておられますが、まるで絵にかいたもちとも言うべきものであります。

今国会は、雇用国会とも構造改革国会とも言われて国民は注目してまいりました。ところが、今、国会に提出された改革関連法案は金融絡みの少数の法案のみにすぎません。所信表明演説に示された経済、財政、行政、社会、政治の各分野にわたる構造改革を断行するという意気込みは一体どうなったのでしょうか、御説明ください。

小泉総理は、改革には常に痛みが伴う、国民の皆さんにも改革のためには痛みを分かち合ひ、我慢してほしいということをお口にされております。このため、金融界の改革に際しては、多額の不良債権を処理するため、多くの中小企業の倒産や多数の失業者が出るのを当然のごとく見過ごしてあります。さらに、今国会に提出された銀行の株

式保有に関する法案や金融再生法改正案等は、国民の負担によって銀行を救済できるという銀行救済法で、国民の痛みを顧みない法案ではないでしょうか。一体だれのための構造改革ですか、総理の見解をお示しくください。

次に、補正予算について、財務大臣にお伺いいたします。

今回の補正予算の柱は一体何ですか。財政赤字の中にあって、当初、補正予算の組み立てに消極的であったと言われる財務大臣が、あえてこの時期に補正予算を国会に提出されるには確たる理由があるはずであります。景気の悪化は前々からわかっていただことですから、景気対策を軸として出されるならば、今国会冒頭にも出し、早急に景気対策を打つべきでした。税収の動向が不確かだということとは理由になりません。

補正予算の中身を見てみると、景気対策と見られる雇用・中小企業対策と構造改革に関する対策が盛り込まれてはおります。この時期に何にねらいを置いた補正予算なのか、御説明ください。

本年度の当初予算は、我が国経済が一・七％実質経済成長という見込みの上で組み込まれたはずであります。しかし、ITバブルの崩壊に始まる諸環境の激変により、今日ではマイナス成長が当然のこととされておられ、政府も本日マイナス〇・九％に下方修正をしたと伺っております。名目は三年続きのマイナス成長となつていますが、来年度の経済成長もよほどのことがない限りマイナス成長となるのではないかと危惧されております。

ITバブルの崩壊に続き、米国の同時多発テロによる世界経済への打撃、狂牛病による国内各産業界への被害を考えると、よほど思い切った景気対策を実施しない限り、我が国経済はこれまで以上に落ち込みを覚悟しなければなりません。財務大臣、一体この危機にどのような対策を打とうと考えているのか。補正予算だけでは論外でございます。今後の対策と経済の見通しを

お聞かせ願いたいと思います。

小泉総理は、公約である国債三十兆円の枠にこだわっていると聞き及ぶ。経済は社会の変化に大きな影響を受けます。そのため、状況の変化を見きわめ、柔軟に政策対応が求められます。先見性と柔軟性のない政治は自壊いたします。三十兆円の公約にこだわり、国民に大きな苦しみを与えてはなりません。

塩川大臣、あなたは、ここが我慢のしどころ、もう少し頑張れば春風が吹いてくると十一月七日の記者会見で述べられたそうですね。それと同じような言葉を私は思い出します。それは一九九七年でしたか、時の橋本内閣が五つの構造改革を看板に緊縮予算を断行し、景気が急速に下降したとき、時の経済企画庁長官、現小泉内閣で大臣をされていましたが、何度もしつこく繰り返された言葉であります。桜が咲くころには必ず景気は回復します、我慢ですと言いつつ続けられたことです。私は、当時と実に状況がよく似ていると思います。

ですから、早くも二次補正の声が与党内から上がっております。二次補正は絶対にやらないと断言されますか、お考え方をお聞かせください。

次に、雇用対策についてお伺いいたします。九月の失業率は五・三％となり、史上最悪を記録いたしました。十二世帯に一世帯の割合で失業者が存在することになります。失業統計のとり方にはいろいろありますが、内閣府が二月に発表した統計では、仕事が見つからないから求職活動をやめた人を含めると一〇・四％の失業率となり、失業者は七百万人を上回ります。六軒に一軒の割合で失業者が存在することになります。

五・三％の失業率はIT不況の影響が含まれていますが、米国の同時多発テロの影響、狂牛病による影響はまだ含まれておりません。さらに、これから始まるであろう小泉内閣の不良債権処理による雇用への影響は全く含まれていないわけですから、十月以降の失業率はさらに悪化することが

当然視されております。このような事態は、まさに緊急事態だと思いますが、どう受けとめられておられますか。もし大変な緊急事態であるとお考えなら、補正予算に盛り込まれた過去七回の雇用対策と何ら変わることはない内容でこの事態を解決できると考えておられるのでしょうか、お聞かせ願いたい。

小泉内閣は、前任の森内閣の諸方針を継承されたと聞きます。前の森内閣は、IT基本法を成立させ、我が国を五年以内に世界のIT先進国にするという意気込みでございました。IT先進国を目指すことは私も大賛成であります。

しかし、森内閣のIT先進国への政策には大きな落とし穴がありました。IT革命というのは、高度に技術が発達した国と低生産、低賃金国とを何の障壁もなく結びつけることです。国際化の流れはこれを一層促進します。このため、我が国の富と雇用の受け皿であったすぐれた製造業は、三十分の一と言われる低賃金国である中国やベトナムに流れ、空洞化が急速に進展しました。電機産業は二・六％、自動車産業は二・八・二％が海外生産となり、雇用の場は大きく失うことになっているのです。米国の例を見て、先進国の製造業が発展途上国に移るのは経済の発展過程と言われる人もいますが、しかし、資源、エネルギーのない我が国が製造業を無視できるはずがございません。

IT戦略と製造業の組み合わせを怠ったことが今日の構造的雇用減少につながっていると思いが、総理の御見解をお聞かせください。

次に、雇用対策について、具体的問題を厚生労働大臣にお聞きしたいと思っております。

補正予算において、雇用対策費として五千五百億円が計上されております。この中身は、新たな緊急地域雇用創出特別交付金と称し、三年三カ月で三千五百億円の予算を計上しております。この制度は、一九九九年六月に出された緊急雇用対策の焼き直しで、何ら新しいものではありません。

しかも、前の緊急地域雇用特別交付金制度が二〇〇二年の三月三十一日に期限切れになるので、その延長ともいえるべきもので、新しく雇用が創造されることは到底考えられません。また、雇用期間が最長六カ月に限定され、しかも実際に雇用されている人の多くは失業者以外の人が多いとさえ言われ、ばらまきの要素が強いと言われております。

この際、緊急地域雇用特別交付金は抜本的改革が必要と思われませんが、いかがでございますでしょうか。

次に、ワークシェアリングについて伺いたします。これまで我が国は、景気変動による雇用の調整を、新規雇用の削減、時間外労働の削減、パート・季節工の減少、さらには一時帰休等を中心にして、企業内労使の話し合いを軸に行ってまいりました。しかし、国際化による基幹産業の海外展開、産業構造の激変による大量の人員削減に直面し、これまでの企業内努力にも限界が見えてきたことは御承知のとおりであります。

そのため、新しい雇用調整のあり方として、ワークシェアリングの必要性は、第一次石油ショック以来常に話題になりながら、一向に具体化されませんでした。肝心の労使双方がちゅうちよしてきたことも事実であります。しかし、今日の雇用危機に直面し、労使双方の態度も大きく変化し、前向きに転じてきたと言われております。この時期に政府が積極的に両者の仲介をとり、ワークシェアリング制度の実現を目指すべきと考えますが、大臣の御見解をお聞かせ願いたいと思っております。

次に、失業やリストラ等により年収が大幅に減少し、住宅ローン返済等が困難となっている勤労者への施策について伺いたいと思います。

今回、政府は、政府系金融機関の住宅ローン返済特例措置の拡充を盛り込んだようですが、私は、銀行等の民間住宅ローンについても、その貸し手が政府系機関の住宅ローン返済特例措置に準

じた措置を講じた場合には、国がそれに伴う利差補給金等をすべきではないかと考えます。また、元本据置期間中の上限金利五％については、直近の基準金利を考慮して三％に引き下げることが適当ではないでしょうか。さらに、借入時期等の個々の条件によっては返済額の引き下げ効果が薄い場合もないとは言えないので、月々の返済額の上限を収入の五分の一程度に抑える措置を新たに設けてはどうかでしょうか。

昨今、親のリストラ等によりまして、高校の学費を支払うことができなくなった、大学進学を断念するといった生徒もふえてきております。政府は、不運にもこのような状況に陥った若者たちに、やる気があれば学校に行くことができるのだという強いメッセージを発すべきだと思います。現行の授業料免除措置、助成措置、奨学金制度を大幅に拡充する必要があると思いませんか。この点についても答弁をいただきたいと思っております。

次に、中小企業政策を中心にお尋ねいたします。厳しい不況は、中小企業の経営者、従業員や家族の生活に打撃を与えています。まずは、喫緊の課題である中小企業金融政策を充実させるべきであります。金融機関は、大企業向けの不良債権処理を棚上げし、自己資本比率維持のために中小企業に対する貸し渋り、貸しはがしを行っているという指摘が聞こえてまいります。

民主党は、地域金融円滑化法案を前国会で提出いたしました。地域金融円滑化評価委員会が金融機関に資料の提出を求め、金融機関が地域金融の円滑化にどのような寄与をしているかを公表するものであります。この法律は、貸し渋り、貸しはがしを是正し、金融機関が地元の中小企業に積極的な融資を行う有益な存在になるための環境をつくることができると確信しております。

私たちは、借り手ばかりではなく、貸し手の責任を明確にし、事業者がむやみに貸し渋りに遭わないためのセーフティネットを確立すること、

担保至上主義を廃止し、個人保証の要らない事業者ローンを実現すること、直接金融市場を整備することともに、ベンチャー支援税制を強化することなども提言をしております。

今般の補正予算を見ますと、旧来の政策を踏襲しているだけの印象を受けます。これでは、中小企業の本格的な業績回復は期待できません。民主党が主張しているような斬新な政策を盛り込むべきと考えますが、総理の御見解をいただきたいと思っております。

中小企業政策、産業政策を進めるに当たっては、ものづくり産業の振興に重点を置くべきだと考えます。

昨年作成されたものづくり基盤技術基本計画を着実に実行することは当然のことではありますが、そもそも、日本政府にはものづくり産業に関する戦略が欠落しているのではないかと苦言を呈したいと思っております。

政府は、骨太の方針で五百三十万人の雇用創出を打ち出していますが、これはサービス業のみを想定しているものであり、製造業、ものづくりをおろそかにしては国の屋台骨を揺るがしかねません。

小泉内閣は、将来の日本経済を展望するに当たって、ものづくり産業をいかに位置づけているのか。為替政策、通商政策なども含めて、ものづくり産業を育てていくための戦略をお持ちなのでしょうか。今般の補正予算においてはどのような具体策を講じていくつもりなのか。以上の点について、総理より明らかにしていただきたいと思っております。

今、ITバブルの崩壊が叫ばれていますが、ITだけを育てようとするのではなく、経済の根幹にある製造業にITをどう応用していくかという発想を持つべきではないでしょうか。すなわち、伝統的な産業とITを融合させる切り口が必要ではないかと考えます。この点についても御答弁をいただきたいと思っております。

最後に、一言申し上げたいと思います。

二十一世紀に入り、早くも十一月を通過しようとしております。新しい二十一世紀に、人々は新しい希望とバラ色の未来を期待していたはずでございませう。しかし、現実には、グローバル化という大波と厳しい不況、雇用不安に直面することになりました。そして、米国における同時多発テロを契機に、我々が住むアジアが戦禍の地として巻き込まれることになりました。

アジアには、世界人口の六割近くの人が生活をしております。そしてサミュエル・ハンチントン博士の分類によれば、八つの世界文明のうち七つの文明が入り込むという複雑な地域であることはよく知られております。したがって、この地域の平和と安全は世界の平和と安定につながると言われております。この地域で唯一の先進国である日本は、安定した国力と平和外交を軸に、この地域の発展と安定に貢献していかなければならないと考えております。そのためには、国内においては国民生活の安定、外に向けては信頼される外交が何よりも必要なのはであります。

しかし、日本の顔となるべき今日の我が国外交は、外務省の混乱により、いたずらにテレビのワイドショーの材料にされるだけで、諸外国からの失笑を買うだけでございます。

小泉総理、あなたが常に口にされる聖域なき改革を断行されるならば、まず外務省の改革こそが必要ではないかということを申し添えまして、私の質問を終わらせていただきます。(拍手)

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇、拍手)
○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 今泉議員にお答えいたします。

経済情勢の認識についてでございますが、我が国の景気は、失業率も過去最高の五・三％になるなど厳しい状況にあります。また、米国のテロ事件発生等の影響もありまして、これから注意深く各指標についての注視が必要だと思っております。しかし、根本的に我が国経済の潜在力は十分に

あると、これをいかに生かすかが今後の経済再生を図る上においても、また改革においても重要な点と思っております。民需主導の持続的な経済成長を促すためにも、改革なくして成長なし、この方針に沿って今後改革を進めていきたい。その改革に伴って生じる痛みに対して、いかに不安を和らげるか、雇用対策、中小企業対策など、セーフティーネットの確立のために適切な施策を推進していきたいと思っております。

構造改革を断行する意気込みについてでございますが、小泉内閣は、六月にはいわゆる基本方針を閣議決定し、構造改革の基本的な考え方を国民に提示しました。九月には構造改革の政策と実施時期を具体的に示した改革工程表を取りまとめ、そのうち先行して決定、実施すべき施策については、十月二十六日に改革先行プログラムとして取りまとめたところであります。改革を加速することとしております。

具体的には、今般提出した補正予算においても、従来型の公共投資の追加は行わず、雇用対策等に重点を置き、安易な国債増発による刺激策等については行わないこととしております。

また、不良債権処理については、新たに特別検査を実施するなど、その最終処理を推進しているところでありまして、さらに今後、特殊法人改革、医療制度改革などに取り組んでおり、今後とも、改革なくして成長なしの決意のもと、基本的な成長力を高めるための改革に着実に取り組んでいきたいと思っております。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案は、国民の負担による銀行救済法ではないかとお尋ねであります。

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案では、金融システムへの構造改革に向けて、銀行等の株式保有のリスクを限定するために株式保有制限を課すこととしております。銀行等保有株式取得機構は、これに伴う銀行等による株式売却が円滑に進められるよう、公的支援を背景としたセー

フティーネットとして設立されるものであり、公共性を有する信用秩序の維持のために必要なものであることから、銀行救済との御指摘は当たらないと考えております。

また、金融再生法改正案については、議員提出法案として国会に提出せられたと承知しております。同法案においては、RCCの買い取り価格は時価によるものとされておりますから、銀行救済との御指摘は当たらないと考えております。

なお、不良債権処理等に伴う痛みについては、セーフティーネットの一層の充実、前向きな構造改革による雇用創出等を進めているところであり、多くの中小企業倒産や失業者を見越しているとの御指摘は当たらないと思っております。

雇用対策についてですが、九月の完全失業率が過去最高の五・三％となるなど、厳しさを増しているというところは認識しております。

政府としては、総合雇用対策として、公的雇用における緊急かつ臨時的な雇用創出、ミスマッチを解消するため、民間の活用による再就職支援などの失業なき労働移動の支援、訓練延長給付の拡充や自営廃業者等に対する生活資金貸付制度の創設等を取りまとめ、補正予算において、雇用対策のための必要な措置を講ずることとしております。

ただいま審議をお願いしております補正予算とこれから提出する雇用対策臨時特例法案の早期成立をお願いし、早期執行に努めるとともに、規制改革の推進による雇用創出や労働市場の構造改革を進めるなど、政府としては適切な施策を推進していきたいと思っております。

製造業の空洞化についてのお尋ねですが、製造業は我が国の基幹的な産業ですが、近年、内外のコスト格差を踏まえ、中国を初め海外への進出、移転が続いており、国内の雇用の減少などの影響が懸念されております。

産業の空洞化や雇用の減少を防ぐためには、規制改革等を通じて魅力的な国内事業環境を整備す

るとともに、高付加価値化等により製造業の国際競争力の強化を図らなくてはならないと思っております。

御指摘のIT戦略と製造業の組み合わせについては、企業の情報関連投資により生産性を向上させることは製造業の国際競争力の強化に大いに資するものであり、従来から積極的な取り組みを進めてきたところであります。

住宅ローン返済困難者対策についてのお尋ねであります。

住宅ローン返済で苦労している方々に対して支援策を講ずることは重要な課題と考えております。このため、住宅金融公庫において返済期間の延長や据置期間中の金利の引き下げ等、返済負担軽減のための措置を講じてきたところであります。補正予算においてその拡充を図ることとしておりますが、さらなる金利負担軽減の措置を講ずることは公平性の確保の問題から問題があると考えております。

また、民間住宅ローンについては、民間同士の契約でもあることから、国の利差補給金等の交付は慎重に考えるべきものであり、返済困難者対策については、雇用、福祉などの幅広い政策的観点から対応を考えてまいりたいと思っております。

公的賃貸住宅等の家賃の減免、猶予についてのお尋ねであります。公団賃貸——これはちょっとはしよった。

授業料免除措置や助成措置、奨学金などを拡充すべきではないかとお尋ねですが、保護者の失業や倒産等の家計急変者に対応するため、奨学金制度については、無利子で貸与を行う緊急採用奨学金を年間を通じて随時受け付けており、現在のところ、希望者に貸与することが十分可能であります。

また、授業料等の減免措置については、国立学校においてこれを実施するとともに、公私立学校においても設置者の判断により同様の措置が行われております。

なお、私立学校に対しては、経常費助成の充実を図るとともに、平成十二年度から授業料減免事業臨時特別経費を措置し、家計急変により授業料納付が困難になった生徒を支援しております。

今後とも、親の失職等の経済的理由で子供たちが学校をやめなければならないということがないように適切に対応してまいります。

中小企業の本格的な業績回復のため斬新な政策を盛り込むべきところをお尋ねありますが、今般提出した補正予算においては、やる気のある中小企業の連鎖的な破綻を回避するため、セーフティーネット保証・貸付を充実するほか、物的担保や保証人に依存しない資金調達を拡大するため、売掛金債権担保保証制度や創業融資制度を創設すべく、所要の金額を計上しております。

さらに、中小企業の社債発行の支援や税制等によるベンチャー支援も推進します。これら総合的な対策により、中小企業の確固たる将来展望を開くことができると考えております。

御指摘の地域金融円滑化法案については、金融機関の融資業務等は、基本的には自主的な経営判断に基づいて行われるべきであり、何らかの措置を法的に義務づけるということは慎重に考えるべきものと考えます。

下請対策の充実については、政府は、従来から下請法違反行為に対して迅速かつ厳正に対処するとともに、その未然防止に努めてきたところがあります。

さらに、最近の下請事業者の厳しい取引環境を踏まえ、電気機械機器等の重点業種について特別立入検査を実施する等、緊急に運用の強化を図っているところであります。

なお、役務の委託取引における下請中小企業に対する不当な行為については、独占禁止法により厳正に対処していくとともに、下請法の対象とすることの妥当性について、取引実態を踏まえて検討していくことが必要と考えます。

ものづくり産業についてですが、ものづくり産

業は我が国の基幹的な産業ですが、近年の経済の構造的変化の中でその衰退が懸念され、ものづくりを支える基盤技術の継承が困難になりつつあるということは認識しております。

政府は、昨年九月、ものづくり基盤技術基本計画を策定し、研究開発の推進、労働者の確保、中小企業の育成等を着実に推進しており、今般提出した補正予算においても、ものづくり基盤技術の振興に可能な限り取り組むこととしております。

また、ものづくり産業の空洞化を防ぐ観点から、我が国の事業環境を魅力あるものにするよう改革を推進してまいります。なお、為替相場については、ファンダメンタルズを反映して安定的に推移することが重要との基本的認識のもと、適切に対応してきているところであります。

製造業におけるITの応用についてのお尋ねですが、御指摘のとおり、我が国の基幹的な産業である製造業については、ITを活用することにより国際競争力の強化を図る必要があると思います。

ものづくりとITを融合させ、製造業の生産性の向上を図ることを産業政策の重要な柱と位置づけ、今後ともITの活用を通じた製造業の生産性の向上を図ってまいりたいと思っております。

残余の質問については、関係大臣に答弁させます。(拍手)

(国務大臣塩川正十郎君登壇、拍手)

○国務大臣(塩川正十郎君) 私にお尋ねの件は三つあるのでございますが、そのうち最初にお尋ねのありましたことは、補正予算の柱は何か、何のために補正予算を組んだのか、こういうお尋ねと、もう一つは今後の経済見通しはどういうぐあいに考えておるか、この二つが関連連しておりますので、お答え申し上げたいと存じます。

御承知のように、我が国の経済は、世界経済の減速のもとで厳しい状態にあることは御承知のとおりでございます。

そこで、さきに決定されました改革先行プログラム、すなわち構造改革によって景気の刺激を

図っていくということを趣旨にいたしました構造改革に取り組んでまいりました。そして、これを進める上において、失業や企業の倒産の増加等に対応するため、雇用とそれから中小企業対策に係るセーフティーネット、これを充実する必要があると思いますので、それを中心とした補正予算を編成したところでございます。

なお、引き続きまして経済の見通しの問題でございますけれども、先ほど総理の答弁の中にもございましたように、IT産業の業況が悪化したこと、そしてこれをやはり立ち直らせていくことに一つの大きい見通しを持たなければならぬと思っております。

この厳しい状況にございますけれども、それに加えて、米国における同時多発テロ事件が起こりましたので、先行きに非常に不透明感が増してきております。そこで、我々いたしましては、中長期的な視点に立ちまして、民需主導の持続的な発展を図るためには、新しい雇用創出を図っていくということを中心に行いたしまして、各般の構造改革を積極的に推進することを経済財政運営の基本といたしております。

こういう考えから申しまして、経済の活性化、雇用創出に資する規制改革や雇用等に係るセーフティーネットの充実策を中心とした先行プログラムを実施することとございまして、その意味におきまして、今回の補正予算をぜひ早期に成立するよう御協力をいただきたいと存ずる次第であります。

三つ目の問題は、第二次補正とか十五カ月予算とかいうようなものが言われておるが、これに対する見解はいかんといいようございまして、今回の補正予算は、我が国の経済が厳しい状況にある中で、先ほど申しました諸施策を講じると同時に、財政節度を踏んまえて、現下の緊急課題である雇用対策を講じていきたいということが重点でございますので、引き続き第二次あるいは十五カ月予算というような考え方は目下のところ

持っております。あくまでも、現在の補正予算を成立させていただくことに重点を置いていたしたいと思っておりますので、よろしく御理解のほどお願い申し上げます。(拍手)

(国務大臣坂口力君登壇、拍手)

○国務大臣(坂口力君) 今泉先生からいただきました私への質問は二問ございました。

一つは、緊急地域雇用創出特別交付金についてのお尋ねでございました。

御指摘いただきましたとおり、この交付金は正式な雇用に向けたつなぎの役割をするものだというふうにも思っております。したがって、このつなぎの役割をいたします交付金を使っております間に、その次の本当に恒久的に結びつく雇用対策というものがなされなければならないというふうにも思うわけでございます。また、中には恒久的なものに結びつくような使い方をしていただいているところも今までからございましたから、できる限り市町村に対しまして、そうした恒久的な雇用結びつくような使い方をぜひ考察をしてほしいということをお願いをしたいというふうにも思っているところでございます。

もう一点はワークシェアリングについてでございます。

このワークシェアリングにつきましては、もう今さら申し上げるまでもなく、いろいろのタイプもあるわけでございまして、どのタイプのワークシェアリングを導入をしていくかということについて労使の皆さん方とよく話し合いをさせていただきたいというふうにも思っております。

今朝も政労使の会談がございまして、その中でもこの問題が話題になったわけでございます。皆さん方とお話し合いをこれから私たちも中に入らせていただきまして続けさせていただきたいというふうにも思っておりますし、今まではどちらかといえば労使の皆さん方のお話し合いの聞き役みたいな形になってきたわけでございますが、もう少し積極的に中に入らせていただきたいと思います。

題を取り上げさせていただきたいと考えているところでございます。
そういうことにしたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) 池田幹幸君。

(池田幹幸君登壇、拍手)

○池田幹幸君 私は、日本共産党を代表して、財政政策について総理並びに財務大臣に質問します。

完全失業率五・三%、不況はいまだかつて経験したことのない深刻な段階に突入しております。その上に、同時多発テロ、リストラ・空洞化の進展、ずさんな狂牛病対策の影響が景気の足をさらに引っ張っています。他方、財政危機はますます進んでいます。国民生活と財政をどうやって立て直していくのか、政治に課された課題は重大であります。

まず、景気対策であります。

小泉総理、あなたは構造改革なくして景気回復なしと言いつけておられます。では、あなたの唱える構造改革のうち、どれがどのように今国民が求めている景気回復に役立つものなのか、具体的な説明を求めます。

構造改革の最大の柱とされ、景気対策の緊急の課題とされている不良債権の早期最終処理問題について伺います。

総理、あなたは銀行が不良債権を抱えていることが不況の原因だと本当に考えているのですか。もしそうだとするならば、九二年以来七十二兆円もの不良債権を処理してきたにもかかわらず、景気は一向によくならないばかりか、全国銀行の不良債権残高が五年前に比べて四兆円ふえ三十二兆五千億円にもなっている事実をどう説明するのですか。これは、不良債権が景気悪化の原因ではないこと、景気が悪いからこそ不良債権がふえ続けていることを明確に証明するものではありませんか。不良債権処理と当面の景気回復とがどうつながるのですか、明確に述べてください。

不良債権の最終処理とは、大企業では不採算部門を切り捨てて失業者をふやすものであり、中小企業では融資打ち切り、回収強化による倒産と失業の増大をもたらすものにほかなりません。いわゆる骨太方針や改革先行プログラムでは二年から三年で不良債権の最終処理を行うとしていますが、これを実施するかどうか。ある民間シンクタンクの試算では失業者が百三十万人ふえる、内閣府の試算でも十万人から二十万人ふえるとされています。

不良債権の最終処理の促進策は、景気を悪くし、日本経済の危機を促進する以外の何物でもありません。政治に求められているのは、不良債権の削減を急がず、銀行に対し、中小企業への貸し渋りをやめさせ、銀行本来の信用供与業務を回復させるようにすることではありませんか。答弁を求めます。

改革先行プログラムは、景気が雇用情勢を含めた厳しい情勢にあるとした上で、「このような時期にあつてこそ、我が国経済の潜在的な成長力を活かすためにも構造改革を加速させていく必要がある」として、補正予算では雇用対策、中小企業対策としてセーフティネットを中心にそれぞれ五千五百一億円、二千五百一十一億円が組まれました。

セーフティネットは失業者や中小企業にとって重要な施策であります。潜在失業者を加えると七百八十八万人にも及ぶ失業者、中小企業の倒産、廃業が高い水準を続けている現状にあっては、この程度の予算では余りにも不十分であります。しかも、これとて、他方で失業者や中小企業の倒産をこれ以上ふやさないことが前提にあって初めて効果を発揮するものではありませんか。総理、あなたはこの前提をどうつくり上げていくつもりですか。これ以上失業者、倒産をふやさない対策をとる意思をお持ちでしょうか。あれば具体的に示してください。

失業、倒産が増大している最大の原因は、大企業のリストラ推進とそれによる産業の空洞化にあります。リストラの名のもとに行われている人員削減は、東京証券取引所上場の大企業だけで六年間に百八十八万人に上っています。さらに、今各社が発表している人員削減計画は三十万人近くになります。問題は、これらが経営の行き詰まりでやむなく削減するというものではないことであり、電機産業に例をとりますと、ことし三月期の経常利益は大手十七社で七千九百三十九億円という大幅赤字ですが、来年三月期は赤字になるとして人員削減を強化しようとしています。ところが、赤字になる理由は、大幅な人員削減に伴う退職金費用や工場の統廃合による各種コストがかさむためだというもので、まさにリストラの強化にあるのであります。背景にアメリカにおけるITバブル崩壊によって過剰設備を抱えたという事情があるにせよ、見通しを誤った責任を労働者に転嫁し、雇用責任という企業の社会的責任を放棄する、総理、このようなことが許されるとお考えですか。

また、大手電機メーカー、日立、東芝、NEC、三菱、富士通の六社は、工場の海外移転を進め、この十年間に国内従業員を五万六千人近く減らす一方、海外では二十万人近くふやしており、国内産業空洞化の推進者となっております。今や、労働者や中小企業を犠牲にした大企業の身勝手なリストラを規制するルールの確立が求められています。

総理、欧州連合、EUでは、工場の統廃合や大幅な人員整理などリストラに際しては、経営者は従業員代表に情報を提供して協議することを義務づけることを理事会で合意していることを御承知だと思いますが、我が国においてもこのような解雇制限法制定が急がれていると考えませんか、答弁を求めます。

小泉総理、あなたは財政改革の基本姿勢として、民間でできることは民間にゆだねると言い続けておられます。しかし、肝心なところではやっていることは逆ではありませんか。

まず、銀行への公的資金投入問題であります。本国会には、銀行の保有する株式の買い取り機構を設立する法案が提出されております。株の値下がりによる銀行経営の悪化を防ぐために銀行の保有株式を制限する。銀行が限度を超えた分の株式を一斉に市場で売却したら値下がりますので、機構で買い取ってやろうというものであります。そして、買い取った株の値下がりによる損失は税金で穴埋めするというものです。露骨な銀行支援であります。

総理、銀行の株の処分をなぜ税金で助ける必要があるのですか。しかも、当の銀行は何と言っているか、そんな買い取り機構は必要ないと国会で参考人として明言しているではないですか。民間でできると言っていること、民間の責任でやらせるべきことにわざわざ介入し、税金まで投入するなど、言語道断であります。買い取り機構の設立はやめるべきであります。

他方、政府がやるべきことについてはどうでしょうか。今、医療制度改革をめぐって財務省と厚生労働省が競い合っていますが、その中身は高齢者の自己負担増や保険料の値上げなど、国民にどれだけ多く負担させるかを競い合う医療制度改革悪競争となっております。ここにあるのは、国民の命と健康を守る上で果たすべき政府の役割をどう逃れるか、いかに国民に負担を押しつけるかだけであり、政府の責任放棄ではありませんか。

株の買い取りや不良債権処理に税金を使うのではなく、国民の命と健康を守るためにこそ使うべきではないのですか。少なくとも、予定されている来年度予算での医療費の国庫負担削減と国民負担増は中止すべきであります。

十月二十六日の経済財政諮問会議では、民間議員から、空港、道路などの事業を見直し、五年間でGDPに対する公共投資の比率を現在の五%か

ら三％台にして欧米諸国の水準に近づけるといふ提案がなされました。これは、むだ遣いをなくし財政の再建を図るために当然の施策であります。ところが、国土交通大臣と農水大臣がこれに反対し、財務大臣が関西空港二期工事の見直しに反対するなど、提案はうやむやにされています。

改革を口にするのなら、公共投資のGDP比三％台への削減は実施すべきではありませんか。答弁を求めます。

以上で明らかのように、小泉内閣の構造改革は、景気回復どころか景気を悪化させるものではないでしょうか。民間でできることに介入して税金を注ぎ込み、政府のやるべきことをやらないで国民に負担を押しつけるものではありませんか。景気回復のためにも、国民生活を守る上からも、このような構造改革は直ちにやめるよう要求するとともに、国民生活防衛なくして景気回復はない、このことを強調して質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇、拍手)
○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 池田議員にお答えいたします。

構造改革と景気回復の関連についてのお尋ねがございましたけれども、改革なくして成長なしという方針は堅持していきたいと思っております。

また、これには時間がかかります。不良債権処理も二、三年のうちに正常に戻すということの方針に掲げておりますが、景気回復が先で改革は後にせよという議論もありますが、私は、改革なくして成長なし、そういう考えでこれからもやっていきたい。改革なくして景気回復したら改革の必要はなくなっちゃうんです。改革すべきはたくさんあるじゃないですか。私は、時間はかかる、しかし改革に向けて断固とした措置をとっていき

たい。そういう中で不安も出てまいります。痛みも伴います。そういう際には、民間の経済活性化効果や雇用創出効果が特に高い措置を先行して取り組んでいく必要がある。私は、日本経済は十分潜在

力がある、その潜在力を高めるような改革をしていきたいと思っております。その中で、雇用対策に対してもあるいはセーフティネットに対しても、かかるべき適切な充実策を講じていきたいと思っております。

不良債権処理と景気回復とのつながりについてのお尋ねですが、実体経済の再生が不良債権の新規発生抑制に寄与する一方、不良債権処理は、金融機関の収益力の増強、非効率な企業、部門の効率化等に資するものであり、他の分野における前向きの構造改革とあわせて実施することにより、我が国経済の再生につながるものだと思います。

私は、改革先行プログラムを踏まえ、不良債権処理に全力を尽くしてまいります。

不良債権の削減を急がず、銀行本来の信用供与業務を回復させるようにするべきではないかとお尋ねがありますが、政府としては、不良債権の最終処理に当たっては、中小企業についてはその特性も十分に考慮し、再建可能性等をきめ細かく的確に見きわめ、極力、再建の方向で取り組むとともに、中小企業を含む健全な取引先に対する資金供給の一層の円滑化に努めるよう金融機関に対して要請しているところであります。

失業者、倒産をふやさない対策についてのお尋ねであります。先般、総合雇用対策として、公的雇用における緊急かつ臨時的な雇用創出、ミスマッチを解消するため民間の活用による再就職支援などの失業なき労働移動の支援、訓練延長給付の拡充や自営廃業者等に対する生活資金貸付制度の創設、新たな信用保証制度の創設等による中小企業のセーフティネットの充実等を取りまとめ、補正予算において必要な措置を講ずることとしております。

こうした施策とともに、規制改革の推進による雇用創出や労働市場の構造改革を進めることにより、雇用及び中小企業に係るセーフティネットの整備のための適切な施策を推進してまいりたいと思っております。

と思っております。

電機産業のリストラについてであります。個別の民間企業についてとやかく言うことは差し控えますが、各企業も生き残りをかけて必死の努力をしております。そういう中には、リストラを進める際には、可能な限り配置転換や職種転換に努めるなど雇用の維持に向けた努力をするのは私も当然だと思っております。

解雇規制法についてのお尋ねであります。解雇については、いわゆる整理解雇の四要件や合理的な理由を必要とするという裁判例により対処されてきているところであります。しかし、経済社会の構造変化等に伴い雇用の流動化が進む中で、労働関係をめぐる紛争の防止の観点から、解雇基準やルールを明確にすることは大切なことだと考えます。解雇基準やルールの内容については、厚生労働省において、労使を初め関係者の意見も十分聞きながら検討していくことが必要であると考えます。

銀行等保有株式取得機構の設立はやるべきだというお尋ねであります。今般、銀行等の株式の保有を制限することとしましたが、原則としては、銀行等がみずからの努力によって株式を市場に計画的に売却し、その制限を達成するよう努めていくべきものと私も考えております。しかし、そのみにゆだねるときは、銀行等による株式の短期間かつ大量の処分により株価の著しい変動を通じて信用秩序の維持に重大な支障が生じるおそれがあるため、そのためのセーフティネットとして政府保証等を背景とした機構を設立するものであります。したがって、今般の措置は民間でできることは民間にゆだねるとの基本方針と背馳するものとは考えておりません。

医療制度についてのお尋ねであります。これは、給付は厚く、負担は軽くということではだれでも望むことでありますが、現在の財政状況あるいは今後、高齢者、少子化問題、そういうことを考えますと、お互いが持続的な医療保険制度を維持

するためにどういう改革が必要かと。診療側、保険者側、患者側という関係者に等しく痛みを分かち合うというような改革をしないと、この医療保険制度が持続的に維持できるということに非常に危機感を感じております。

そういう意味におきまして、私は給付と負担の均衡をいかに図るかということを重点的に考えながら、世界でもすぐれた医療制度が今後とも国民生活にとって必要なものという観点からこの医療制度改革を進めていきたいと思っております。年末までに成案を得た上で、次期通常国会に所要の法律案を提出すべく全力を尽くしていきたいと思っております。

公共投資の削減についてのお尋ねであります。我が国の公共投資の経済に占める比率は、国土条件や整備水準が低かったことなどから、主要先進国に比べ極めて高い水準にあります。いわゆる今回の骨太の方針において、主要先進国の水準も参考として公共投資の対GDP比を中期的に引き下げていく必要があるとされているところであります。

今般は、この方針を踏まえまして、中期経済財政計画などを策定していく過程において、経済や財政と整合的な公共投資の規模を検討していきたいと思っております。

残余の質問については、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣塩川正十郎君登壇、拍手)

○国務大臣(塩川正十郎君) 池田さんのお尋ねの私に対するのは三つございしますが、それぞれ既にもう総理が詳しく説明いたしましたので、私からは補足した分だけ申し上げたいと存じます。

まず最初の、株式取得機構についてでございますけれども、この分において、税金で全部賄うという印象を受けたのでございしますが、決してそうではございませんで、銀行等から応分の拠出金を出させ、それを基金といたしまして株の取得をいたすものでございまして、万が一機構の解

平成十三年十一月九日 参議院會議録第九号

テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結について承認を求めるの件外一件 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律案外一件

八

散時に損失が生じた場合であっても、なおこの基金を充てて充実さすということをごいまして、政府が全面的にこの損失をかぶるという、そういう仕組みではないということを御承知いただきたいと思っております。

それから、高齢者の自己負担の問題でございますが、私たちは、高齢者医療の問題につきましても、単に国庫負担が抑制されればいいと、そういう単純な考えではなくして、医療制度全体を持続可能な制度に持っていくということが大事であると思っております。

そのためには、高齢化の進展の中で、老若を問わず、能力に応じた公平な負担をお願いしていく必要がございますし、また政府、医療関係機関並びに一般国民の方々、この三方によりましてそれぞれ一両損をするという考え方を持ちまして制度を考えていきたいと思っております。

いずれにいたしましても、十四年度医療制度改革は必ず実行しなきゃならぬと考えておりまして、現在その成案を急いでおるところでございます。

また、経済財政諮問会議におきまして、民間議員より、五年間でGDPに対する公共投資の比率を現在の五％から三％台にしたらどうかという御提案が出されました。私たちは、これを受けとめまして今後の施策の中に織り込んでいきたいと思っております。そのためには、本年六月に閣議決定されたいわゆる骨太の方針におきまして、主要先進国の水準を参考にしつつ公共投資の対GDP比率を中期的に引き下げていくという方針を確立し、それに鋭意取り組み、十四年度からこの実施に入っていきたいと思っております。

(拍手)
○議長(井上裕君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(井上裕君) 日程第二 テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第三 テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両件を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長武見敬三君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(武見敬三君登壇、拍手)

○武見敬三君 ただいま議題となりました条約及び法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、爆弾テロ防止条約は、人の死または身体の重大な傷害等を引き起こす意図を持って、爆発物その他の致死装置を公共の用に供される場所等に不法かつ故意に設置する行為等を犯罪とし、その犯罪についての国外犯を含む裁判権の設定等について規定するものであります。

次に、爆弾テロ防止条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案は、この条約を実施するため、爆発物その他の致死装置を使用する行為等についての処罰規定及びこれらの行為等に係る国外犯処罰規定を設けるなどの国内法整備を行うものであります。

委員会におきましては、条約締結と国内法整備の意義、我が国に所在する国外犯の犯人または容疑者に対する捜査方法、テロリストの定義と包括テロ防止条約作成交渉における政府の姿勢、化学兵器・生物兵器テロ対処への取り組み状況等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、条約は全会一致をもって承認すべきものと決定し、法律案は全会一致

致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。

まず、テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結について承認を求めるの件の採決をいたします。

本件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

二百二十二

反対

よって、本件は全会一致をもって承認することと決しました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(井上裕君) 次に、テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案の採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

(投票終了)

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

二百二十二

反対

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(井上裕君) 日程第四 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律案(内閣提出)

日程第五 地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律案(第百五十一回国会内閣提出、第百五十三回国会衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。総務委員長田村公平君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(田村公平君登壇、拍手)

○田村公平君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律案は、最近のインターネットその他の高度情報通信ネットワークによる情報の流通の拡大に鑑み、特定電気通信による情報の適正な流通に資するため、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利につき定めようとするものであります。

委員会におきましては、特定電気通信役務提供者の具体的範囲、損害賠償責任を制限する要件における「相当の理由の明確化の必要性」、有害情報に対する規制の必要性等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されており

ます。

次に、地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律案は、住民の利便の増進を図るとともに、地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、地方公共団体が処理する事務のうち、戸籍謄本等の交付の請求の受け付け及び当該請求に係る引き渡しなど特定のものを郵政官署において取り扱うための措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、プライバシー保護の確保、地方公共団体の組織・運営に与える影響、事務を行う郵便局から簡易郵便局を除外する理由等について質疑が行われました。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されており、以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、両案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) 日程第六 司法制度改革推進法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。法務委員長高野博師君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔高野博師君登壇、拍手〕

○高野博師君 たいだいま議題となりました司法制度改革推進法案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国の規制の撤廃または緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、司法の果たすべき役割がより重要になることにかんがみ、本年六月に提出された司法制度改革審議会の意見の趣旨にのっとり行われる司法制度改革を総合的かつ集中的に推進するため、その基本的な理念及び方針、国の責務等を定めるとともに、司法制度改革推進本部を設置する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、推進本部への国民の意見の反映方法、改革の経過をリアルタイムで公開する重要性、法曹養成のあり方と法科大学院の制度設計、司法予算を大幅に拡充する必要性等について質疑が行われ、また、参考人から意見を聴取いたしました。

質疑を終局したところ、日本共産党及び社会民主党・護憲連合を代表し、井上理事より、基本理念規定に「基本的人権の保障及び社会正義の実現を図る」との文言を加えること等を内容とする修正案が提出されました。

採決の結果、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(井上裕君) 日程第七 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(第百五十一回国会内閣提出、第百五十三回国会衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長阿部正俊君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔阿部正俊君登壇、拍手〕

○阿部正俊君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、少子化等が急速に進展する中で、労働者が就業しつつ子の養育等を行うことを容易にするための環境の整備等を行うため、育児休業等の申し出や取得を理由とする不利益取り扱いを禁止するとともに、育児等を行う労働者への時間外労働の制限及び子の看護のための休暇制度導入についての事業主の努力義務等の措置を講じようとするものであります。

とするものであります。

なお、衆議院におきまして、施行期日を公布の日に改めること、子の看護のための休暇制度の普及のための努力を促進すること及び検討事項を追加することを主な内容とする修正が行われております。

委員会におきましては、育児休業等の取得等による不利益取り扱いの具体的内容、男性労働者の育児休業取得の促進のための施策、子の看護のための休暇制度の義務化の必要性及び育児休業等の適用対象の範囲の拡大等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局した後、川橋委員より、同委員、井上委員、大脇委員及び森委員の共同提案に係る修正案が提出されました。

修正案の要旨は、事業主の努力義務としている子の看護のための休暇の措置について、これを事業主の義務とするものであります。

採決の結果、修正案は否決され、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(井上裕君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(井上裕君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よつて、本案は全会一致をもつて可決されまし
た。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(井上裕君) 本日はこれにて散会いたしま
す。

午後四時二十四分散会

出席者は左のとおり。

議長 井上 裕君
副議長 本岡 昭次君

議員
森 ゆうこ君 遠山 清彦君
山本 香苗君 高橋紀世子君
平野 達男君 渡辺 孝男君
福本 潤一君 舩添 要一君
西川きよし君 大江 康弘君
沢 たまき君 山本 保君
有馬 朗人君 松岡満壽男君
広野ただし君 加藤 修一君
松 あきら君 弘友 和夫君
山口那津男君 阿南 一成君
田名部匡省君 平野 貞夫君
田村 秀昭君 高野 博師君
荒木 清寛君 魚住裕一郎君
山下 栄一君 鶴保 庸介君
椎名 素夫君 西岡 武夫君
森本 晃司君 木庭健太郎君
日笠 勝之君 風間 昶君
尾辻 秀久君 浜四津敏子君
統 訓弘君 浜田卓一郎君
草川 昭三君 鶴岡 洋君
白浜 一良君 入澤 肇君
泉 信也君 月原 茂皓君
扇 千景君 松山 政司君
森元 恒雄君 吉田 博美君

仲道 俊哉君 山内 俊夫君
藤井 基之君 福島啓史郎君
野上浩太郎君 西銘順志郎君
段本 幸男君 伊達 忠一君
日出 英輔君 森田 次夫君
山下 英利君 岩城 光英君
山崎 力君 国井 正幸君
常田 享詳君 岸 宏一君
森下 博之君 世耕 弘成君
森山 裕君 服部三男雄君
河本 英典君 魚住 汎英君
北岡 秀二君 市川 一朗君
溝手 顕正君 上野 公成君
野間 起君 大島 慶久君
南野知恵子君 狩野 安君
吉村剛太郎君 松谷蒼一郎君
山崎 正昭君 片山虎之助君
田中 直紀君 松田 岩夫君
沓掛 哲男君 関谷 勝嗣君
野沢 太三君 中曾根弘文君
西田 吉宏君 陣内 孝雄君
青木 幹雄君 中川 義雄君
加納 時男君 久野 恒一君
岩永 浩美君 木村 仁君
後藤 博子君 近藤 剛君
小林 温君 小斉平敏文君
小泉 顕雄君 加治屋義人君
山下 善彦君 愛知 治郎君
荒井 正吾君 有村 治子君
山本 一太君 佐藤 昭郎君
林 芳正君 松村 龍二君
田村 公平君 保坂 三蔵君
橋本 聖子君 鈴木 政二君
三浦 一水君 谷川 秀善君
阿部 正俊君 岩井 國臣君
景山俊太郎君 金田 勝年君
鴻池 祥肇君 矢野 哲朗君
清水 達雄君 加藤 紀文君

佐藤 泰三君 宮崎 秀樹君
清水嘉与子君 竹山 裕君
倉田 寛之君 真鍋 賢二君
久世 公堯君 山本 昭子君
坂野 重信君 上杉 光弘君
斎藤 十朗君 柏村 武昭君
岩本 司君 鈴木 寛君
大仁田 厚君 島袋 宗康君
中村 敦夫君 大塚 耕平君
辻 泰弘君 若林 秀樹君
中島 啓雄君 藤原 正司君
神本美恵子君 谷 博之君
大橋 巨泉君 高橋 千秋君
中原 爽君 浅尾慶一郎君
内藤 正光君 海野 徹君
小川 敏夫君 小宮山洋子君
武見 敬三君 本田 良一君
山本 孝史君 郡司 彰君
小川 勝也君 齋藤 勲君
平田 健二君 朝日 俊弘君
若林 正俊君 佐藤 道夫君
小林 元君 築瀬 進君
柳田 稔君 佐藤 泰介君
江本 孟紀君 円より子君
北澤 俊美君 江田 五月君
奥石 東君 直嶋 正行君
魚田 義一君 薬科 満治君
勝本 健司君 岡崎トミ子君
松井 孝治君 宮本 岳志君
又市 征治君 池口 修次君
山根 隆治君 紙 智子君
大門美紀史君 田嶋 陽子君
羽田雄一郎君 木俣 佳文君
小泉 親司君 八田ひろ子君
佐藤 雄平君 福島 瑞穂君
高嶋 良充君 藤井 俊男君
大沢 辰美君

国務大臣

井上 美代君 西山登紀子君
大田 昌秀君 和田ひろ子君
伊藤 基隆君 今泉 昭君
林 紀子君 小池 晃君
池田 幹幸君 大脇 雅子君
大淵 絹子君 堀 利和君
今井 澄君 峰崎 直樹君
岩佐 恵美君 畑野 君枝君
淵上 貞雄君 山本 正和君
広中和歌子君 千葉 景子君
山下八洲夫君 長谷川 清君
川橋 幸子君 吉川 春子君
吉岡 吉典君 緒方 靖夫君
筆坂 秀世君 市田 忠義君
内閣総理大臣 小泉純一郎君
総務大臣 片山虎之助君
法務大臣 森山 眞弓君
環境大臣臨時代理 田中眞紀子君
外務大臣 塩川正二郎君
財務大臣 遠山 敦子君
文部科学大臣 坂口 力君
厚生労働大臣 坂口 勤君
農林水産大臣 武部 幸次君
経済産業大臣臨時代理 尾身 幸次君
時代代理 扇 千景君
国務大臣 福田 康夫君
(内閣官房長官) 担当大臣
(男女共同参画 担当大臣)
国務大臣 村井 仁君
(国家公安委員 会委員長)
(防務担当大臣) 中谷 元君
(防衛庁長官)

國務大臣 (金融担当大臣) 柳澤 伯夫君 國務大臣 (經濟財政政策担当大臣) 竹中 平蔵君 國務大臣 (規制改革担当大臣) 石原 伸晃君 副大臣 財務 副大臣 尾辻 秀久君 政府特別補佐人 内閣法制局長官 津野 修君	テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第一〇号) 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律案(閣法第二号) 財政金融委員会に付託 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(第百五十一回国会閣法第三八号) 厚生労働委員会に付託 同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案 同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。 銀行法等の一部を改正する法律案 同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。 銀行法等の一部を改正する法律 同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくコソヴォ国際平和協力業務実施計画の報告を受領した。 去る五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 外交防衛委員	議院運営委員 大沢 辰美君 補欠 池田 幹幸君 同日調査会において選任した理事は次のとおりである。 共生社会に関する調査会 理事 清水嘉与子君 理事 田浦 直君 (橋本聖子君の補欠) 理事 羽田雄一郎君 (小宮山洋子君の補欠) 同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を総務委員会に付託した。 地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱に関する法律案(第百五十一回国会閣法第六五号) 去る六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 法務委員	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。 テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第二〇号) 同日委員長から次の報告書が提出された。 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律案(閣法第一五号) 審査報告書 同日内閣から、次の質問については、検討する必要がある、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。 参議院議員福島瑞穂君提出電源三法交付金事業である刈羽村源土運動広場に関する質問(第五号)(答弁することが出来る期限 十二月五日) 一昨七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 法務委員	議長報告事項 去る二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 法務委員 辞任 愛知 治郎君 補欠 片山虎之助君 外交防衛委員 辞任 大田 昌秀君 補欠 大淵 絹子君 財政金融委員 辞任 加治屋義人君 補欠 金田 勝年君 農林水産委員 辞任 金田 勝年君 補欠 加治屋義人君 環境委員 辞任 片山虎之助君 補欠 愛知 治郎君 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律案(第百五十一回国会閣法第七四号、衆議院継続審査) テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結について承認を求めるの件(閣条第一号)	銀行法等の一部を改正する法律 同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくコソヴォ国際平和協力業務実施計画の報告を受領した。 去る五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 外交防衛委員 辞任 大淵 絹子君 補欠 大田 昌秀君 財政金融委員 辞任 櫻井 充君 補欠 川橋 幸子君 厚生労働委員 辞任 大田 昌秀君 補欠 大淵 絹子君 川橋 幸子君 補欠 櫻井 充君 池田 幹幸君 補欠 大沢 辰美君	同日議長において、次のとおり憲法調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 辞任 櫻井 新君 補欠 松村 龍二君 同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。 商法等の一部を改正する法律案(閣法第六号) 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第七号)	同日議長において、次のとおり憲法調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 辞任 松村 龍二君 補欠 松岡満壽男君 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 松岡満壽男君 補欠 櫻井 新君 椎名 素夫君	同日議長において、次のとおり憲法調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 辞任 松村 龍二君 補欠 松岡満壽男君 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 松岡満壽男君 補欠 櫻井 新君 椎名 素夫君	同日議長において、次のとおり憲法調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 辞任 松村 龍二君 補欠 松岡満壽男君 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 松岡満壽男君 補欠 櫻井 新君 椎名 素夫君	同日議長において、次のとおり憲法調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 辞任 松村 龍二君 補欠 松岡満壽男君 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 松岡満壽男君 補欠 櫻井 新君 椎名 素夫君	同日議長において、次のとおり憲法調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 辞任 松村 龍二君 補欠 松岡満壽男君 同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 松岡満壽男君 補欠 櫻井 新君 椎名 素夫君
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

平成十四年ワールドカップサッカー大会特別措置法の一部を改正する法律案(文部科学委員長提出)(衆第五号)

昨八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

松井 孝治君

補欠

大塚 耕平君

法務委員

辞任

荒木 清寛君

補欠

浜四津敏子君

外交防衛委員

辞任

海野 徹君

補欠

小川 勝也君

財政金融委員

辞任

大塚 耕平君

補欠

松井 孝治君

厚生労働委員

辞任

田浦 直君

補欠

段本 幸男君

農林水産委員

辞任

小川 勝也君

補欠

西山登紀子君

経済産業委員

辞任

浜四津敏子君

補欠

荒木 清寛君

環境委員

辞任

西山登紀子君

補欠

小池 晃君

同日衆議院から次の議案が提出された。

平成十四年ワールドカップサッカー大会特別措置法の一部を改正する法律案(衆第五号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第一八号)

国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一一号)

租税特別措置法等の一部を改正する法律案(閣法第二十一号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを総務委員会に付託した。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二二号)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二三号)

同日議長は、次の衆議院提出案を厚生労働委員会に付託した。

児童福祉法の一部を改正する法律案(衆第二号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第二〇号)審査報告書

地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱に関する法律案(第百五十一回国会閣法第六五号)審査報告書

司法制度改革推進法案(閣法第一号)審査報告書

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(第百五十一回国会閣法第三六号)審査報告書

同日議長は、ヨルゲン・コスモ・ノールウェー王国国会議長より、同議長のノールウェー王国国会議長就任に際し発送した祝電に対する礼状を受け受した。

審査報告書

テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十三年十一月八日

要領書

参議院議長 井上 裕殿

外交防衛委員長 武見 敬三

要領書

この条約は、死又は身体の重大な傷害等を引き起こす意図をもって爆発物その他の致死装置を公共の用に供される場所等に設置する行為等を犯罪として定め、その犯罪についての裁判権の設定等につき規定するものである。我が国がこの条約を締結することは、爆発物その他の致死装置による国際的なテロリズムの防止に資するとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十三年十一月二日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約

この条約の締結国は、国際的平和及び安全の維持並びに善隣主義、諸国間の友好関係及び諸国間の協力の促進に関する国際連合憲章の目的及び原則に留意し、

あらゆる形態のテロリズムの行為が世界的規模で増大していることを深く憂慮し、

千九百九十五年十月二十四日の国際連合五十周年記念宣言を想起し、

また、「国際連合加盟国は、テロリズムのあらゆる行為、方法及び実行(諸国及び諸国民の間の友好関係を害し並びに国の領土保全及び安全を脅かすものを含む)を、行われた場所及び行った者のいかなる問わず、犯罪でありかつ正当化することができないものとして無条件に非難することを厳粛に再確認する」(千九百九十四年十二月九日の国際連合総会決議第六十号(第四十九回会期)に附属する国際的なテロリズムを廃絶するための措置に関する宣言を想起し、

また、同宣言が諸国に対し、「この問題のすべての側面に関する包括的な法的枠組みが存在することを確保するため、あらゆる形態のテロリズムの防止、抑止及び廃絶に関する既存の国際的な法規の範囲を早急に見直す」ことを奨励していることに留意し、

さらに、千九百九十六年十二月十七日の国際連合総会決議第二百十号(第五十一回会期)及び同決議に附属する千九百九十四年の国際的なテロリズムを廃絶するための措置に関する宣言を補足する宣言を想起し、

また、爆発物その他の致死装置によるテロリストの攻撃が一層広範に行われるようになったことに留意し、

さらに、既存の多数国間の法規がこれらの攻撃について十分に対処していないことに留意し、

このようなテロリズムの行為の防止並びにこの

ような行為を行った者の訴追及び処罰のための効果的かつ実行可能な措置を立案し及びとるに当たって諸国間の国際協力を強化することが急務であることを確信し、

このような行為の発生が国際社会全体にとって重大な関心事であることを考慮し、

国の軍隊の活動がこの条約の枠組みの範囲外にある国際法の規則によって規律されること及びこの条約の適用範囲から一定の行為が除外されることとが不法な行為を容認し又は合法化するものではなく、かつ、他の法規によって訴追することを妨げるものではないことに留意して、

第一条

この条約の適用上、

1 「国又は政府の施設」には、国の代表者、政府、立法機関若しくは司法機関の構成員、国その他公の当局若しくは団体の職員若しくは被用者又は政府機関の被用者若しくは職員がその公務に関連して使用し又は占有する常設又は臨時の施設及び輸送機関を含む。

2 「基盤施設」とは、上水、下水、エネルギー、燃料、通信等に係る役務を公共の利益のために提供し又は配分する公有又は私有の施設をいう。

3 「爆発物その他の致死装置」とは、次のものをいう。

(a) 死、身体の重大な傷害若しくは著しい物的損害を引き起こすように設計され又はそのような能力を有する爆発する兵器若しくは装置又は焼夷兵器若しくは焼夷装置

(b) 毒性化学物質、生物剤、毒素その他これらに類するもの、放射線又は放射性物質の放出、発散又は影響によって死、身体の重大な傷害若しくは著しい物的損害を引き起こすように設計され又はそのような能力を有する兵器又は装置

4 「国の軍隊」とは、国の防衛又は安全保障を主たる目的としてその国内法に基づいて組織され、訓練され及び装備された国の軍隊並びにその正式な指揮、管理及び責任の下で当該軍隊を支援するために行動する者をいう。

5 「公共の用に供される場所」とは、建物、土地、道路、水路その他の場所のうち、継続的に、定期的に又は随時、公衆に対して利用する機会が与えられ又は開放されている部分を含む。公衆に対してそのように利用する機会が与えられ又は開放されている商業、業務、文化、歴史、教育、宗教、行政、娯楽、レクリエーションに係る場所その他これらに類する場所を含む。

6 「公共の輸送機関」とは、公有であるか私有であるかを問わず、人若しくは貨物の輸送のためにの役務であつて公共の用に供するもののために又はそのような役務において使用されるすべての施設、輸送機関及び手段をいう。

第二条

1 次の意図をもって、公共の用に供される場所、国若しくは政府の施設、公共の輸送機関及び基盤施設の中で、これらの中に又はこれらに對して、不法かつ故意に、爆発物その他の致死装置を到達させ、設置し若しくは爆発させる行為又は爆発物その他の致死装置から発散させる行為は、この条約上の犯罪とする。

(a) 死又は身体の重大な傷害を引き起こす意図

(b) これらの場所、施設又は機関の広範な破壊を引き起こす意図。ただし、そのような破壊が重大な経済的損失をもたらし又はもたらすおそれのある場合に限る。

2 1に定める犯罪の未遂も、犯罪とする。

3 次の行為も、犯罪とする。

(a) 1又は2に定める犯罪に加担する行為

(b) 1又は2に定める犯罪を行わせるために他の者を組織し又は他の者に指示する行為

(c) 共通の目的をもって行動する人の集団が、1又は2に定める犯罪の一又は二以上を実行することに対し、その他の方法で寄与する行為。ただし、故意に、かつ、当該集団の一般的な犯罪活動若しくは犯罪目的の達成を助長するために又は当該一若しくは二以上の犯罪を実行するといふ当該集団の意図を知りながら、寄与する場合に限る。

第三条

この条約は、犯罪が単一の国において行われ、容疑者及び被害者が当該国の国民であり、当該容疑者が当該国の領域内で発見され、かつ、他のいづれの国も第六條1又は2の規定に基づいて裁判権を行使する根拠を有しない場合には、適用しない。ただし、第十條から第十五條までの規定は、適当なときはこれらの場合についても適用する。

第四条

締約国は、次のことのために必要な措置をとる。

(a) 第二条に定める犯罪を自国の国内法上の犯罪とすること。

(b) (a)の犯罪について、その重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようにすること。

第五条

締約国は、この条約の適用の対象となる犯罪行為、特に一般大衆又は人若しくは特定の人の集団に恐怖の状態を引き起こすことを意図し又は計画して行われる犯罪行為が政治的、哲学的、思想的、人種的、民族的、宗教的又は他の同様の考慮によつていかなる場合にも正当化されないこと及び当該犯罪行為についてその重大性に適合する刑罰が科されることを確保するため、必要な措置(適当な場合には、国内立法を含む。)をとる。

第六条

1 締約国は、次の場合において第二条に定める犯罪についての自国の裁判権を設定するため、必要な措置をとる。

(a) 犯罪が自国の領域内で行われる場合

(b) 犯罪が、当該犯罪の時に自国を旗国とする船舶内又は自国の法律により登録されている航空機内で行われる場合

(c) 犯罪が自国の国民によつて行われる場合

2 締約国は、次の場合において第二条に定める犯罪についての自国の裁判権を設定することができる。

(a) 犯罪が自国の国民に対して行われる場合

(b) 犯罪が国外にある自国の国又は政府の施設(大使館その他外交機関及び領事機関の公館を含む。)に対して行われる場合

(c) 犯罪が自国の領域内に常居所を有する無国籍者によつて行われる場合

(d) 犯罪が、何らかの行為を行うこと又は行わないことを自国に対して強要する目的で行われる場合

(e) 犯罪が自国の政府の運航する航空機内で行われる場合

3 締約国は、この条約を批准し、受諾し若しくは承認し又はこの条約に加入する際、自国の国内法により2の規定に従つて設定した裁判権について国際連合事務総長に通報する。当該裁判権の変更を行った締約国は、その旨を国際連合事務総長に直ちに通報する。

4 締約国は、容疑者が自国の領域内に所在し、かつ、自国が1又は2の規定に従つて裁判権を設定し又は自国の領域内に所在している可能性のある者の情報を受領した締約国は、その情報に含まれている事実について調査するため、自国の国内法により必要な措置をとる。

5 この条約は、締約国が自国の国内法に従つて設定した刑事裁判権の行使を排除するものではない。

第七条

1 第二条に定める犯罪を行った者又はその疑いのある者が自国の領域内に所在している可能性のある者の情報を受領した締約国は、その情報に含まれている事実について調査するため、自国の国内法により必要な措置をとる。

2 犯人又は容疑者が領域内に所在する締約国は、状況によって正当であると認める場合には、訴追又は引渡しのために当該犯人又は容疑者の所在を確保するため、自国の国内法により適当な措置をとる。

3 いずれの者も、自己について2の措置がとられている場合には、次の権利を有する。

(a) 当該者の国籍国その他当該者の権利を保護する資格を有する国又は当該者が無国籍者である場合には当該者が領域内に常居所を有する国の最寄りの適当な代表と遅滞なく連絡を取る権利

(b) (a)の国の代表の訪問を受ける権利

(c) (a)及び(b)に定める自己の権利について告げられる権利

4 3に定める権利は、犯人又は容疑者が領域内に所在する国の法令に反しないように行使する。当該法令は、3に定める権利の目的とするところを十分に達成するようなものでなければならない。

5 3及び4の規定は、前条1(c)又は2(c)の規定に従って裁判権を設定した締約国が、赤十字国際委員会に対し容疑者と連絡を取り又は容疑者を訪問するよう要請する権利を害するものではない。

6 いずれの締約国も、この条の規定に基づいていづれかの者を抑留した場合には、前条1及び2の規定に従って裁判権を設定した締約国並びに適当と認めるときは利害関係を有するその他の締約国に対し、直接又は国際連合事務総長を通じて、当該者が抑留されている事実及びその抑留が正当とされる事情を直ちに通報する。1の調査を行った国は、その結果をこれらの締約国に対して速やかに通報し、かつ、自国が裁判権を行使する意図を有するか否かを明らかにする。

第八条

1 容疑者が領域内に所在する締約国は、第六条

の規定が適用される場合において、当該容疑者を引き渡さないときは、犯罪が自国の領域内で行われたものであるか否かを問わず、いかなる例外もなしに、かつ、不当に遅滞することなく、自国の法令による手続を通じて訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託する義務を負う。その当局は、自国の法令に規定する他の重大な犯罪の場合と同様の方法で決定を行う。

2 締約国は、自国の国内法が、引渡しの請求に係る裁判又は手続の結果科された刑に服するために自国民が自国に送還されるとの条件下においてのみ当該自国民の引渡しを認める場合において、当該引渡しの請求を行う国との間でそのような方法をとること及び他の適当と認める条件について合意するときは、そのような条件付の引渡しによって1に規定する義務を履行することができる。

第九条

1 第二条に定める犯罪は、この条約が効力を生ずる前に締約国間に存在する犯罪人引渡条約における引渡犯罪とみなされる。締約国は、相互間でその後締結されるすべての犯罪人引渡条約に同条に定める犯罪を引渡犯罪として含めることを約束する。

2 条約の存在を犯罪人引渡しの条件とする締約国は、自国との間に犯罪人引渡条約を締結していない他の締約国から犯罪人引渡しの請求を受けた場合には、随意にこの条約を第二条に定める犯罪に関する犯罪人引渡しのための法的根拠とみなすことができる。この犯罪人引渡しは、請求を受けた国の法令に定める他の条件に従う。

3 条約の存在を犯罪人引渡しの条件としない締約国は、犯罪人引渡しの請求を受けた国の法令に定める条件に従い、相互間で、第二条に定める犯罪を引渡犯罪と認める。

4 第二条に定める犯罪は、締約国間の犯罪人引渡しに関しては、必要な場合には、当該犯罪が

発生した場所のみでなく、第六条1又は2の規定に従って裁判権を設定した国の領域内においても行われたものとみなされる。

5 締約国間のすべての犯罪人引渡条約及び犯罪人引渡取極は、第二条に定める犯罪について、この条約と両立しない限度において当該締約国間で修正されたものとみなされる。

第十条

1 締約国は、第二条に定める犯罪について行われる捜査、刑事訴訟又は犯罪人引渡しに関する手続について、相互に最大限の援助（これらの手続に必要であり、かつ、自国が提供することができる証拠の収集に係る援助を含む。）を与える。

2 締約国は、相互間に法律上の相互援助に関する条約又は他の取極が存在する場合には、当該条約又は他の取極に合致するように、1に規定する義務を履行する。締約国は、そのような条約又は取極が存在しない場合には、国内法に従って相互に援助を与える。

第十一条

1 第二条に定める犯罪は、犯罪人引渡し又は法律上の相互援助に関しては、政治犯罪、政治犯罪に関連する犯罪又は政治的な動機による犯罪とみなしてはならない。したがって、政治犯罪、政治犯罪に関連する犯罪又は政治的な動機による犯罪に犯罪人引渡し又は政治的な動機による犯罪に犯罪を根拠とする犯罪人引渡しの請求又は法律上の相互援助の要請を拒否することはできない。

第十二条

この条約のいかなる規定も、第二条に定める犯罪に関する犯罪人引渡しの請求又は法律上の相互援助の要請を受けた締約国がこれらの請求若しくは要請が人種、宗教、国籍、民族的出身若しくは政治的意見を理由としてこれらの請求若しくは要請の対象となる者を訴追し若しくは処罰するために行われたと信じ又はこれらの請求若しくは要請に応ずることにより当該者の地位がこれらの理由

によって害されると信ずるに足る実質的な根拠がある場合には、引渡しを行い又は法律上の相互援助を与える義務を課するものと解してはならない。

第十三条

1 一の締約国の領域内において抑留され又は刑に服している者については、当該者が証言、確認その他援助であつてこの条約に基づく犯罪の捜査又は訴追のための証拠の収集に係るものが提供のために他の締約国において出頭することが要請された場合において、次の条件が満たされるときは、移送することができる。

(a) 当該者が事情を知らされた上で任意に同意を与えること。

(b) 双方の国の権限のある当局がこれらの国の適当と認める条件に従って合意すること。

2 この条の規定の適用上、

(a) 1に定める者が移送された国は、当該者を移送した国が別段の要請を行わず又は承認を与えない限り、移送された当該者を抑留する権限を有し及び義務を負う。

(b) 1に定める者が移送された国は、自国及び当該者を移送した国の双方の権限のある当局による事前又は別段の合意に従い、移送された当該者をその移送した国による抑留のために送還する義務を遅滞なく履行する。

(c) 1に定める者が移送された国は、当該者を移送した国に対し、当該者の送還のために犯罪人引渡手続を開始するよう要求してはならない。

(d) 移送された者が移送された国において抑留された期間は、当該者を移送した国における当該者の刑期に算入する。

3 移送された者は、この条の規定に従って当該者を移送する締約国が同意しない限り、その国籍のいかんを問わず、当該者を移送した国の領域を出発する前の行為又は有罪判決につき、当該者が移送された国の領域内において、訴追さ

れず若しくは抑留されず、又は身体の自由について他のいかなる制限も課せられない。

第十四条

いづれの者も、この条約に従って抑留され又は他の措置若しくは手続がとられている場合には、公正な取扱い(当該者が領域内に所在する国の法令及び人権に関する国際法を含む国際法の関係規定に基づくすべての権利及び保障の享受を含む)を保障される。

第十五条

締約国は、特に次の方法により、第二条に定める犯罪の防止について協力する。

(a) 自国の領域内又は領域外で行われる犯罪の自国の領域内における準備を防止し及びこれに対処するため、必要な場合には国内法令を適合させることを含むあらゆる実行可能な措置(同条に定める犯罪の実行について助長し、扇動し若しくは組織し、事情を知りながら当該犯罪のために資金を提供し又は当該犯罪を執行する個人、集団及び団体が行う不法な活動を自国の領域内において禁止する措置を含む)をとること。

(b) 自国の国内法に従って正確なかつ確認された情報を交換し、かつ、同条に定める犯罪を防止するために適宜とする行政上の措置その他の措置を調整すること。

(c) 適当な場合には、死又は身体の傷害を引き起こすことができる爆発物その他の有害な物質を採取する方法を研究し及び開発し、爆発物につきその爆発後の調査においてその製造の場所を特定するためにとる識別措置に関する基準の作成について協議し、防止措置に関する情報を交換し、並びに技術、装置及び関連する物質について協力し及びこれらを移転すること。

第十六条

容疑者を訴追した締約国は、自国の法令又は関係手続に従い、訴訟手続の確定的な結果を国際連

合事務総長に通報する。同事務総長は、その情報を他の締約国に伝達する。

第十七条

締約国は、国の主権平等及び領土保全の原則並びに国内問題への不干渉の原則に反しない方法で、この条約に基づく義務を履行する。

第十八条

この条約のいかなる規定も、締約国に対し、他の締約国の領域内において、当該他の締約国の当局がその国内法により専ら有する裁判権を行使する権利及び任務を遂行する権利を与えるものではない。

第十九条

1 この条約のいかなる規定も、国際法、特に国際連合憲章の目的及び原則並びに国際人道法に基づいて国及び個人が有する他の権利、義務及び責任に影響を及ぼすものではない。

2 国際人道法の下で武力紛争における軍隊の活動とされている活動であって、国際人道法によって規律されるものは、この条約によって規律されない。また、国の軍隊がその公務の遂行に当たって行う活動であって、他の国際法の規則によって規律されるものは、この条約によって規律されない。

第二十条

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で合理的な期間内に交渉によって解決することができないものは、いづれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いづれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って請求を行うことにより、国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2 各国は、この条約の署名、批准、受諾若しくは承認又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との

の関係において1の規定に拘束されない。

3 2の規定に基づいて留保を付したいいづれの国も、国際連合事務総長に対する通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第二十一条

1 この条約は、千九百九十八年一月十二日から千九百九十九年十二月三十一日まで、ニューヨークにある国際連合本部において、すべての国による署名のために開放しておく。

2 この条約は、批准され、受諾され又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、国際連合事務総長に寄託する。

3 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入書は、国際連合事務総長に寄託する。

第二十二条

1 この条約は、二十二番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

2 二十二番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された後にこの条約を批准し、受諾し若しくは承認し又はこれに加入する国については、この条約は、その批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十三条

1 いずれの締約国も、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、この条約を廃棄することができる。

2 廃棄は、国際連合事務総長が1の通告を受領した日の後一年で効力を生ずる。

第二十四条

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。同事務総長は、その認証謄本をすべての国に送付する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正當に委任を受けて、千九百九十八年一月十二日にニューヨークで署名のために開放されたこの条約に署名した。

審査報告書

テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十三年十一月八日

外交防衛委員長 武見 敬三
参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴い、生物剤若しくは毒素又は毒性物質を散放させる行為等についての処罰規定、これらの行為等に係る国外犯の処罰規定その他所要の規定を整備するものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成十三年十一月二日

衆議院議長 綿貫 民輔
参議院議長 井上 裕殿

テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案

テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律

(爆発物取締罰則の一部改正)

第一条 爆発物取締罰則(明治十七年太政官布告第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

第十条 第一条乃至第三条ノ罪ハ刑法(明治四十年法律第四十五号)第四条の二ノ例ニ従フ

(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正)

第二条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第七十六條の二第一項中「特定核燃料物質」を「核燃料物質」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条

第二項の次に次の一項を加える。
2 核燃料物質によつて汚染された物をみだりに取り扱うことにより、その放射線を発散させて、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者も、前項と同様とする。

(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部改正)
第三条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和三十三年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項中「又は身体」を「身体又は財産」に、「生ぜしめた」を「生じさせた」に改

め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に、「あたる」を「当たる」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の罪の未遂は、罰する。

第五十一条の次に次の一項を加える。

第五十一条の二 前条第一項から第三項までの罪は、刑法第四条の二の例に従う。

(火災びんの使用等の処罰に関する法律の一部改正)
第四条 火災びんの使用等の処罰に関する法律(昭和四十七年法律第十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一項を加える。
(国外犯)
第四条 第二条の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四条の二の例に従う。

(細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律の一部改正)
第五条 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律(昭和五十七年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。
細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律

第一条中「(以下「条約」という。)」を実施するために必要な事項を定める」を「(以下「生物兵器禁止条約」という。)」及び「テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の適確な実施を確保するため、生物兵器及び毒素兵器の製造、所

持、譲渡し及び譲受けを禁止するとともに、生物剤及び毒素を発散させる行為を規制する等の措置を講ずる」に改める。

第三条第二項及び第六条中「条約」を「生物兵器禁止条約」に改める。

第十一条中「前二条」を「九条の罪を犯し、又は第十条若しくは前条」に改め、同条を第十三条とする。

第十条を第十二条とする。

第九条の前の見出しを削り、同条第三項中「未遂罪」を「罪の未遂」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の一項を加える。

第十一条 第九条の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四条の二の例に従う。
第八条の次に次の見出し及び一條を加える。
(罰則)
第九条 生物兵器又は毒素兵器を使用して、当該生物兵器又は当該毒素兵器に充てんされた生物剤又は毒素を発散させた者は、無期若しくは二年以上の懲役又は千万円以下の罰金に処する。

2 生物剤又は毒素をみだりに発散させて人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、十年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

(化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律の一部改正)
第六条 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「(以下「条約」という。)」を「(以下「化学兵器禁止条約」という。)」及び「テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約」に改める。

第二条第一項、第六項及び第八項、第六條第一号から第三号まで、第十九條第二項、第三十條第一項から第三項まで、第三十一條第一項並びに第三十二條第二項中「条約」を「化学兵器禁止条約」に改める。

第三十八條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 毒性物質又はこれと同等の毒性を有する物質をみだりに発散させて人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、十年以下の懲役又は五百万円以下の罰金に処する。

第四十二條を次のように改める。
第四十二條 第三十八條第一項及び第三項(同条第一項に係る部分に限る。)(の罪は刑法明治四十年法律第四十五号)第三條及び第四條の二の例に、第三十八條第二項及び第三項(同条第二項に係る部分に限る。)(の罪は同法第四條の二の例に、前三條の罪は同法第三條の例に従う。
(サリン等による人身被害の防止に関する法律の一部改正)
第七條 サリン等による人身被害の防止に関する法律(平成七年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。
第七條の次に次の一項を加える。
第八條 第五條第一項及び第二項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四條の二の例に従う。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(経過措置)

第二条 改正後の爆発物取締罰則第十条の規定、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第五十一条の二の規定、火災びんの使用等の処罰に関する法律第四条の規定、細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第十一条の規定、化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第四十二條(刑法(明治四十年法律第四十五号)第四條の二に係る部分に限る)の規定及びサリン等による人身被害の防止に関する法律第八条の規定は、この法律の施行の日以後に日本国について効力を生ずる条約により日本国外において犯したときであつても罰すべきものとされる罪に限り適用する。

2 改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第七十六條の二(特定核燃料物質に係る部分を除く)に係る同法第七十六條の四の規定についても、前項と同様とする。
(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)
第三条 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

3 この法律の施行の日がテロリストによる爆

平成十三年十一月九日 参議院会議録第九号

弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成十三年法律第 号)の施行の日前である場合には、同法附則第二条第二項中「第七十六條の四」とあるのは、「第七十六條の五」とする。
(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第四条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。
別表中第四十六号を次のように改める。
四十六 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律(昭和五十七年法律第六十一号)第九条(生物兵器等の使用等)又は第十条(生物兵器等の製造等)の罪

審査報告書

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
平成十三年十一月六日

総務委員長 田村 公平
参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、最近のインターネットその他の高度情報通信ネットワークによる情報の流通の拡大にかんがみ、特定電気通信による情報の適正な流通に資するため、特定電気通信役務提供

者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利につき定めようとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、特定電気通信役務提供者による情報の削除や発信者情報の開示が濫用されることのないよう配慮し、発信者の表現の自由の確保並びに通信の秘密の保護に万全を期すること。

二、インターネット等の普及により、情報公開や国民の知る権利等の利便が向上する一方で、違法な情報の流通等を原因とする名誉毀損等の権利の侵害が増大している現状にかんがみ、自己の権利を侵害されたとする者の救済等に当たっては、発信者の正当な権利の行使に支障を及ぼすことのないよう配慮しつつ、迅速かつ適切に行えるよう運用の在り方等について検討すること。

三、今後とも、誰もがインターネットを安心して利用することができるよう、違法な情報等に対する適切な対応策を講じ、利用環境の一層の整備を図ること。

四、本法が、国民の権利義務に深くかわかることにかんがみ、その内容について国民への周知徹底を図ること。
右決議する。

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律案
右
国会に提出する。

平成十三年十月三十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律案
特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(趣旨)

第一条 この法律は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があつた場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利につき定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定電気通信 不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号において同じ)の送信(公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く)をいう。

二 特定電気通信設備 特定電気通信の用に供される電気通信設備(電気通信事業法第二条第二号に規定する電気通信設備をいう)をいう。

テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律案

三 特定電気通信役務提供者 特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者という。

四 発信者 特定電気通信役務提供者の用いる特定電気通信設備の記録媒体(当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。)に情報を記録し、又は当該特定電気通信設備の送信装置(当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。)に情報を入力した者をいう。

(損害賠償責任の制限)

第三条 特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者(以下この項において「関係役務提供者」という。)は、これによって生じた損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。ただし、当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。

一 当該関係役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。

二 当該関係役務提供者が、当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であつて、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知

ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき。

2 特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。

一 当該特定電気通信役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があつたとき。

二 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者から、当該権利を侵害したとする情報(以下「侵害情報」という。)、侵害されたとする権利及び権利が侵害されたとする理由(以下この号において「侵害情報等」という。)を示して当該特定電気通信役務提供者に対し侵害情報の送信を防止する措置(以下この号において「送信防止措置」という。)を講ずるよう申出があつた場合、当該特定電気通信役務提供者が、当該侵害情報の発信者に対し当該侵害情報等を示して当該送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から七日を経過しても当該発信者から当該送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

(発信者情報の開示請求等)

第四条 特定電気通信による情報の流通によって

自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者(以下「開示関係役務提供者」という。)に対し、当該開示関係役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報(氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であつて総務省令で定めるものをいう。以下同じ。)の開示を請求することができる。

一 侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。

二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。

2 開示関係役務提供者は、前項の規定による開示の請求を受けたときは、当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡することができない場合その他特別の事情がある場合を除き、開示するかどうかについて当該発信者の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定により発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報をみだりに用いて、不当に当該発信者の名誉又は生活の平穩を害する行為をしてはならない。

4 開示関係役務提供者は、第一項の規定による開示の請求に応じないことにより当該開示の請求をした者に生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合でなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該開示関係役務提供者

が当該開示の請求に係る侵害情報の発信者である場合は、この限りでない。

附 則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

審査報告書

地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十三年十一月八日

参議院議長 井上 裕殿
総務委員長 田村 公平

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、住民の利便の増進を図るとともに、地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、地方公共団体が処理する事務のうち、戸籍謄本等の交付の請求の受付及び当該請求に係る戸籍謄本等の引渡し等特定のものを郵政官署において取り扱うための措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律案のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法律案に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、郵政官署において、戸籍に関する事務等地方公共団体の特定の事務を取り扱うに当たっては、当該事務が、国民のプライバシーに密接な関連性があることにかんがみ、郵便局職員の研修及び教育に努める等、人権が侵害されることのないよう十分配慮すること。

二、住民の利便の増進を図る観点から、本法における地方公共団体の特定の事務について、実施状況を十分注視しつつ、郵政官署以外での取扱いを検討すること。

地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律案(第百五十一回国会内閣提出、本院継続審査)
右の内閣提出案は本院において可決した。
よってこれを送付する。

平成十三年十一月一日

衆議院議長 綿貫 民輔
参議院議長 井上 裕殿

地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律案

地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律

(目的)

第一条 この法律は、地方公共団体が処理する事務のうち特定のものを郵政官署において取り扱うための措置を講ずることにより、住民の利便の増進を図るとともに、地方公共団体の組織及び運営の合理化に資することを目的とする。

(郵政官署における事務の取扱い)

第二条 地方公共団体は、郵政事業庁長官との協議により規約を定め、次に掲げる当該地方公共団体の事務を、当該地方公共団体において取り扱うほか、郵政官署において取り扱わせることができる。

一 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第十條第一項の規定に基づく同項の戸籍の謄本若しくは抄本若しくは戸籍に記載した事項に関する証明書若しくは同法第一百七條の四第一項の磁気ディスクをもって調製された戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面(以下この号において「戸籍謄本等」という。)の交付(当該戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。)
又は同法第十二條の二第一項の規定に基づく同項の除かれた戸籍の謄本若しくは抄本若しくは除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書若しくは同法第一百七條の四第一項の磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記載されている事項の全部若しくは一部を証明した書面(以下この号において「除籍謄本等」という。)の交付(当該除かれた戸籍に記載され、又は記録されている者に対するものに限る。)
の請求の受付及び当該請求に係る戸籍謄本等又は除籍謄本等の引渡し
二 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二十條の十の規定に基づく同条の証明書(以下この号において「納税証明書」という。)の交付の請求の受付及び当該請求に係る納税証明書の引渡し

三 外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号)第四條の三第二項の規定に基づく同項の登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書(以下この号において「登録原票の写し等」という。)の交付の請求の受付及び当該請求に係る登録原票の写し等の引渡し
四 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第十二條第一項の規定に基づく同項の住民票の写し又は住民票記載事項証明書(以下この号において「住民票の写し等」という。)の交付の請求の受付及び当該請求に係る住民票の写し等の引渡し
五 住民基本台帳法第二十條第一項の規定に基づく同項の戸籍の附票の写し(以下この号において「戸籍の附票の写し」という。)の交付(当該戸籍の附票に記載されている者に対するものに限る。)
の請求の受付及び当該請求に係る戸籍の附票の写しの引渡し
六 市町村長特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市にあっては、市長又は区長とする。)が作成する印鑑に関する証明書(以下この号において「印鑑登録証明書」という。)の交付(当該印鑑登録証明書に記載されている者に対するものに限る。)
の請求の受付及び当該請求に係る印鑑登録証明書の引渡し
七 前項の協議については、地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

八 地方公共団体は、前二項の規定により地方公共団体の事務を郵政官署において取り扱わせることとしたときは、その旨及び第一項の規約

(以下「規約」という。)を告示しなければならない。

4 地方公共団体は、郵政事業庁長官との協議により、規約を変更し、又は第一項の規定による郵政官署における事務の取扱いを廃止することができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。

(規約)

第三条 規約においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 前条第一項各号に掲げる事務のうち郵政官署において取り扱う事務(以下「郵政官署取扱事務」という。)及び当該郵政官署取扱事務を取り扱う郵政官署の名称
二 郵政官署取扱事務の取扱いの方法に関する事項
三 郵政官署取扱事務に係る経費に関する事項
四 郵政官署取扱事務を郵政官署において取り扱う期間
五 前各号に掲げるもののほか、郵政官署取扱事務の取扱いに関し必要な事項

(報告の請求及び指示)
第四条 地方公共団体の長は、郵政官署取扱事務の適正な処理を確保するため必要があると認めるときは、郵政事業庁長官(第六條の規定により第二條第一項の規定により規約を定める権限を委任した場合にあっては、当該権限を委任された者)に対し、報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

(郵政事業庁長官の責務)
第五条 郵政事業庁長官は、郵政官署取扱事務に従事する郵政官署の職員が当該郵政官署取扱事務

務に関して知り得た情報を当該郵政官署取扱事務の取扱い以外の目的のために利用することを防止するために、必要な措置を講じなければならない。

(権限の委任)

第六条 この法律に規定する郵政事業庁長官の権限は、総務省令で定めるところにより、地方郵政局、沖縄総合通信事務所又は郵便局長に委任することができる。

(省令への委任)

第七条 この法律に規定するもののほか、郵政官署取扱事務の取扱いに関し必要な事項は、総務省令(第二条第一項第一号、第三号又は第五号に掲げる事務に係る事項については、総務省令・法務省令)で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日から住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百三十三号)の施行の日の前日までの間における第二条第一項第四号及び第五号の規定の適用については、同項第四号中「同項」とあるのは、「自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る同項」と、同項第五号中「第二十条第一項」とあるのは「第二十条において準用する同法第十二条第一項」と、「同項」とあるのは「同法第二十条」とする。

(郵便法の一部改正)

第三条 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「及び総務省」を、「総務省」に改め、「電報の取扱いに関する業務」の下に

「及び地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律(平成十三年法律第 号)第二十条第一項の規定に基づき取り扱う地方公共団体の事務に関する業務その他地方公共団体から委託された業務」を加える。

(国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部改正)

第四条 国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「これらの事業を行う官署が行う」の下に、「地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律(平成十三年法律第 号)第二十条第一項の規定に基づき取り扱う地方公共団体の事務に関する業務その他地方公共団体から委託された業務」を加える。

(郵政事業特別会計法の一部改正)

第五条 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「電報の取扱いに関する業務」の下に「地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律(平成十三年法律第 号)第二十条第一項の規定に基づき取り扱う地方公共団体の事務に関する業務その他地方公共団体から委託された業務」を加える。

(総務省設置法の一部改正)

第六条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第七十九号二中「附帯する業務」の下に

「地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律(平成十三年法律第 号)第二十条第一項の規定に基づき取り扱う地方公共団体の事務に関する業務その他地方公共団体から委託された業務」を加える。

審査報告書

司法制度改革推進法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十三年十一月八日

法務委員長 高野 博師
参議院議長 井上 裕殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、司法の果たすべき役割がより重要になることにかんがみ、司法制度改革審議会の意見の趣旨にのっとり行われる司法制度の改革と基盤の整備を総合的かつ集中的に推進するため、その基本的な理念及び方針、国の責務その他の基本となる事項を定めるとともに、司法制度改革推進本部を設置する等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 政府は、司法制度改革の推進に当たっては、司法制度改革審議会意見書の意見を尊重するとともに、諸施策を策定・実施するに当たり広く利用者である国民の意思を反映することができるよう、司法制度改革推進本部に設置が予定されている顧問会議、検討会の構成等に特段の配慮をすること。

二 政府は、顧問会議、検討会を運営するに当たっては、その経過と内容についてできる限りリアルタイムで公開するよう努め、透明性を確保すること。

三 政府及び関係機関は、人権擁護と社会正義の実現の観点から踏まえ、司法制度改革審議会意見書の指摘する諸課題について、引き続き更なる調査、検討を進め、司法制度改革の推進に積極的に取り組むこと。

四 政府及び関係機関は、司法制度改革の緊急性にかんがみ、三年以内の主要な関連法案の立案等を遂げるよう努めること。

五 政府は、司法制度改革を実効性あるものとするため、裁判所、検察庁等の人的・物的体制の充実等を始め、万全の予算措置を行うよう努めること。
右決議する。

司法制度改革推進法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十三年十月三十日

衆議院議長 綿貫 民輔

参議院議長 井上 裕殿

司法制度改革推進法案

司法制度改革推進法

目次

第一章 総則(第一条—第四条)
第二章 基本方針(第五条・第六・第八條)
第三章 司法制度改革推進計画(第七條)
第四章 司法制度改革推進本部(第八條—第十
八條)
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、司法の果たすべき役割がより重要になることにかんがみ、平成十三年六月十二日以内閣に述べられた司法制度改革審議会の意見の趣旨にのっとり行われる司法制度改革と基盤の整備(以下「司法制度改革」という。)について、その基本的な理念及び方針、国の責務その他の基本となる事項を定めるとともに、司法制度改革推進本部を設置すること等により、これを総合的かつ集中的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 司法制度改革は、国民がより容易に利用できるとともに、公正かつ適正な手続の下、より迅速、適切かつ実効的にその使命を果たすことができる司法制度を構築し、高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制の充実強化を図り、並びに国民の司法制度への関与の拡充等を通じて司法に対する国民の理解の増進及び信頼の向上を目指し、もってより自由かつ公正な社会の形成に資することを基本として行われるものとする。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念にのっとり、司法制度改革に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(日本弁護士連合会の責務)

第四条 日本弁護士連合会は、弁護士使命及び職務の重要性にかんがみ、第二条に定める基本理念にのっとり、司法制度改革の実現のために必要な取組を行うように努めるものとする。

第二章 基本方針

(基本方針)

第五条 司法制度改革は、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

一 国民がより容易に利用できるとともに、公正かつ適正な手続の下、より迅速、適切かつ実効的にその使命を果たすことができる司法制度を構築するため、民事に関し、その解決のため専門的な知見を要する事件その他の事件に関する裁判所における手続の一層の充実

及び迅速化、裁判所における手続を利用する機会を拡大するために必要な制度の整備、裁判外における紛争処理制度の拡充等を図るとともに、刑事に関し、裁判所における手続の一層の充実及び迅速化、被疑者及び被告人に対する公的な弁護制度の整備、検察審査会の機能の強化等を図ること。

二 司法制度を支える体制を充実強化させるため、法曹人口の大幅な増加、裁判所、検察庁等の人的体制の充実、法曹養成のための教育を行う大学院に関する制度の整備その他の法曹養成のための制度の見直し、裁判官、検察官及び弁護士の能力及び資質の一層の向上のための制度の整備等を図ること。

三 国民の司法制度への関与の拡充等を通じて司法に対する国民の理解を増進させ、及びその信頼を向上させるため、国民が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与する制度の導入等を行うこと。

(法制上の措置等)

第六条 政府は、前条に定める基本方針に基づき、施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第三章 司法制度改革推進計画

(司法制度改革推進計画)

第七条 政府は、政府が司法制度改革に関し講ずべき措置について必要な計画(以下「司法制度改革推進計画」という。)を定めなければならない。

2 内閣総理大臣は、司法制度改革推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、司法制度改革推進計画の変更について準用する。

第四章 司法制度改革推進本部

(設置)

第八条 司法制度改革を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、司法制度改革推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第九条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 司法制度改革の推進に関する総合調整に関すること。

二 司法制度改革推進計画の作成及び推進に関すること。

三 司法制度改革の総合的かつ集中的な推進のために必要な法律案及び政令案の立案に関すること。

四 司法制度改革の推進に関する関係機関及び関係団体との連絡調整に関すること。

(組織)

第十条 本部は、司法制度改革推進本部長、司法制度改革推進副本部長及び司法制度改革推進本部員をもって組織する。

(司法制度改革推進本部長)

第十一条 本部の長は、司法制度改革推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

案」を「第三十六条—第五十二条」に、「第六章 雑

則(第四十五条―第五十八条)を「第八章 雑則(第五十三条―第六十七条)」に改める。

第二条第一号中「第十七条及び第十八条を」第二十一条及び第二十二條に改め、同条第四号中「第五十二条第三項を」第六十一条第三項に改める。

第四条中「(第五章において「対象労働者」という。)を削る。

第九条第一項中「次項、第十五条第三項第二号及び第十六条の二第四項第三号において」を「以下」に改める。

第十条の見出しを「(不利益取扱いの禁止)」に改め、同条中「を解雇することができない」を「対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない」に改める。

第十四条第一項中「第十九条第二項を」第二十三條第二項に改める。

第十五条第一項中「第三項及び第十六条の二第四項第三号において」を「以下」に改め、同項第二号中「第十九条第二項を」第二十三條第二項に改める。

第十六条の見出しを「(準用)」に改める。

第五十八条中「第三十三條を」第四十一条に改め、同条を第六十七條とする。

第五十七條中「前四條を」第六十二條から前条までに改め、同条を第六十六條とする。

第五十六條中「第四十五條第五項を」第五十三條第五項に改め、同条を第六十五條とする。

第五十五条第一号中「第三十四條を」第四十二条に改め、同条第二号中「第四十一条第一項を」第四十九條第一項に改め、同条を第六十四條とする。

第五十四條第一号中「第四十五條第四項を」第五十三條第四項に改め、同条第二号及び第三号中「第四十五條第五項を」第五十三條第五項に改め、同条を第六十三條とする。

第五十三條中「第四十五條第五項を」第五十三條第五項に改め、同条を第六十二條とする。

第五十二条第一項中「第四章まで、第二十三條、第四十五條、第四十六條、第四十八條を」第六章まで、第三十條、第五十三條、第五十四條、第五十六條に、「第五十四條及び第五十六條を」第六十三條及び第六十五條に改め、同条第二項中「第二十五條を」第三十二條に、「第二十一條を」第二十七條に、「第二十六條第二項を」第三十四條第二項に、「第二十三條を」第三十條に改め、同条第六項中「第十項を」以下この條に改め、同条第七項中「第十項を」以下この條に改め、同条第十項及び第十一項を削り、同条第九項中「第十六條の二第一項各号を」第十九條第一項に、「第十六條の三において準用する第十六條の二第一項各号を」第二十條第一項において準用する第十九條第一項と、「同項各号」とあるのは「第二十條第一項において準用する第十九條第一項各号」に改め、同項を同条第十五項とし、同項の次に次の四項を加える。

16 独立行政法人通則法第二條第二項に規定する特定独立行政法人の長は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する特定独立行政法人職員であつて第十九條第一項の規定を適用するものとならば同項各号のいづれにも該当しないものが当該子を養育するために請求した場合において、業務の運営に支障がないと認めるときは、深夜において勤務しないことを承認しなければならない。

ればならない。

17 前項の規定は、要介護家族を介護する特定独立行政法人職員について準用する。この場合において、同項中「第十九條第一項」とあるのは「第二十條第一項において準用する第十九條第一項各号」と、「第二十條第一項」とあるのは「第二十條第一項において準用する第十九條第一項各号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替へるものとする。

18 地方公務員法第六條第一項に規定する任命権者又はその委任を受けた者(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七條第一項に規定する県費負担教職員については、市町村の教育委員会)は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する地方公務員法第四條第一項に規定する職員であつて第十九條第一項の規定を適用するものとならば同項各号のいづれにも該当しないものが当該子を養育するために請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、深夜において勤務しないことを承認しなければならない。

19 前項の規定は、要介護家族を介護する地方公務員法第四條第一項に規定する職員について準用する。この場合において、前項中「第十九條第一項」とあるのは「第二十條第一項において準用する第十九條第一項」と、「同項各号」とあるのは「第二十條第一項において準用する第十九條第一項各号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替へるものとする。

第五十二条第八項中「第十六條の二第一項各号」を「第十九條第一項の規定を適用するもの」としたなら

ば同項各号に、「同項に規定する深夜を」深夜(同項に規定する深夜をいう。以下この條において同じ。)に改め、同項を同条第十四項とする。

第五十二条第七項の次に次の六項を加える。

8 主務大臣等は、給特法の適用を受ける国家公務員について労働基準法第三十六條第一項本文の規定により同項に規定する労働時間を延長することができる場合において、当該給特法の適用を受ける国家公務員であつて小学校就学の始期に達するまでの子を養育するもの(第十七條第一項の規定を適用するものとならば同項各号のいづれにも該当しないものに限る。)が当該子を養育するために請求した場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、その者について、制限時間(同項に規定する制限時間をいう。以下この條において同じ。)を超えて当該労働時間を延長して勤務しないことを承認しなければならない。

9 前項の規定は、給特法の適用を受ける国家公務員であつて要介護家族を介護するものについて準用する。この場合において、同項中「第十七條第一項」とあるのは「第十八條第一項において準用する第十七條第一項」と、「同項各号」とあるのは「第十八條第一項において準用する第十七條第一項第一号又は第三号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替へるものとする。

10 独立行政法人通則法第二條第二項に規定する特定独立行政法人の長は、特定独立行政法人職員について労働基準法第三十六條第一項本文の規定により同項に規定する労働時間を延長することができる場合において、当該特定独立行政

て、制限時間を超えて当該労働時間を延長して勤務しないことを承認しなければならない。

13 前項の規定は、地方公務員法第四条第一項に規定する職員であつて要介護家族を介護するものについて準用する。この場合において、前項中「第十七条第一項」とあるのは「第十八条第一項において準用する第十七条第一項」と、「同項各号」とあるのは「第十八条第一項において準用

する第十七条第一項第一号又は第三号」と、「当該子を養育する」とあるのは「当該要介護家族を介護する」と読み替えるものとする。

第五十二條を第六十一條とする。

第五十一条第一項中「第二十八條から第四十六條まで及び第五十三條から第五十八條まで」を「第三十六條から第五十四條まで及び第六十二條から第六十七條まで」に改め、同条第二項中

と、第二十五条中「労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇」とあるのは、「船員法第七十四条から第七十八条までの規定による有給休暇」と、第二十八条及び第五十五条から第五十八条までに、「第四十九条中」、「第十九条並びに第三十条第一項第二号及び第二項の厚生労働省令」を「第五十七条中」、「第三項第二号、第十七条第一項第二号並びに同項第三号並びに同条第三項及び第四項第一号（これらの規定を第十八条第一項において準用する場合を含む。）」とあるのは、「第三項第一号」と、「第二十三条並びに第三十九条第一項第二号及び第二項」に、「第十九条の国土交通省令」を「第二十三条」に、「第四十九条の二中」を「第五十八条中」に改め、同条を第六十条とし、第五十五条を第五十九条とし、第四十九条の二を第五十八条とする。

項」を「第五十三條第四項」に改め、同條第六項中「（平成三年法律第七十六号）第四十五條第四項」を「第五十三條第四項」に改め、同條を第五十三條とする。

第六章を第八章とする。

第五章第二節中第四十四條を第五十二條とする。

第六章を第八章とする。

第四十三條第一項各号列記以外の部分中、第二十八條第一項を「第三十六條第一項」に、「第三十條」を「第三十八條」に改め、同項第一号中「第三十條」を「第三十八條」に改め、同項第四号中「第二十九條第一項」を「第三十七條第一項」に改め、同項第五号中「第三十二條第一項」を「第四十條第一項」に改め、同条第二項中「第三十條」を「第三十八條」に改め、同条を第五十一條とする。

第四十二条中「第三十条」を「第三十八条」に改め、同条を第五十条とする。

第四十一条第一項中「第三十条」を「第三十八条」に改め、同条を第四十九条とし、第四十条を第四十八条とする。

第三十九条第二項中「第三十二条第一項」を「第四十条第一項」に、「第三十条」を「第三十八条」に改め、同条を第四十七条とし、第三十八条を第四十六條とし、第三十四条から第三十七条までを八条ずつ繰り下げる。

第三十三条中、「第三十一条第一項第二号」を、「第三十九条第一項第二号」に、「第四十条」を「第四十八条」に改め、同条を第四十一条とし、第三十二条を第四十条とする。

第三十一条第一項中「第二十三條から第二十六条まで」を「第三十條から第三十四條まで」に改め、「の各号」を削り、同項第一号中「及び子の養

育又は家族の介護を行うこととなる労働者を削り、同項第二号中「第二十三条を」第三十条に改め、同項第三号中「及び子の養育又は家族の介護を行うこととなる労働者を削り、これら者の」を「その」に改め、同項第五号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五 職業家庭両立推進者に対して、第二十九条に規定する業務を円滑に実施するために必要な知識を習得させるための研修を行うこと。

六 対象労働者等の職業生活と家庭生活との両立に関する理解を深めるための広報活動その他の業務を行うこと。

第三十一条を第三十九条とする。

第三十条第一号及び第二号中「対象労働者及び育児等退職者」を「対象労働者等」に改め、同条を第三十八条とし、第二十九条を第三十七条とする。

第二十八条第一項中「第三十条を」第三十八条に改め、同条を第三十六条とする。

第五章第一節中第二十七条を第三十五条とし、第二十六条を第三十四条とし、第二十五条を第三十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(職業生活と家庭生活との両立に関する理解を深めるための措置)

第三十三条 国は、対象労働者等の職業生活と家庭生活との両立を妨げている職場における慣行その他の諸要因の解消を図るため、対象労働者等の職業生活と家庭生活との両立に関し、事業主、労働者その他国民一般の理解を深めるために必要な広報活動その他の措置を講ずるものとする。

第二十四条第一項中「及び子の養育又は家族の

介護を行うこととなる労働者を削り、「これらの者の」を「その」に改め、同条を第三十一条とする。

第二十三条中「対象労働者、子の養育又は家族の介護を行うこととなる労働者」を「子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者（以下「対象労働者」という。）に、「という」を「と総称する」に改め、「及び子の養育又は家族の介護を行うこととなる労働者」を削り、同条を第三十条とする。

第五章を第七章とする。

第二十一条中「第十七条を」第二十一条に改め、「措置」の下に「及び子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべきその他の措置」を加え、第四章中同条を第二十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

(職業家庭両立推進者)

第二十九条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、第二十一条から第二十七条までに定める措置及び子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために講ずべきその他の措置の適切かつ有効な実施を図るための業務を担当する者（第二十九条第一項第五号において「職業家庭両立推進者」という。）を選任するように努めなければならない。

第二十一条中「育児」を「若しくは育児」に、「第二十三条及び第三十一条第一項第一号を」第三十条及び第三十九条第一項第一号に改め、同条を第二十七条とする。

第二十条の見出し中「一歳を」三歳に改め、同条第一項中「一歳を」三歳に、「前条第一項に定める措置を」勤務時間の短縮等の措置に改め、同条を第二十四条とし、同条の次に次の二条を加える。

(子の看護のための休暇の措置)

第二十五条 事業主は、その雇用する労働者のうち、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関して、労働者の申出に基づくその子の看護のための休暇（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行う労働者に対し与えられる休暇（労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。）をいう。）を与えるための措置を講ずるよう努めなければならない。

(労働者の配置に関する配慮)

第二十六条 事業主は、その雇用する労働者の配置の変更で就業の場所の変更を伴うものをしようとする場合において、その就業の場所の変更により就業しつつその子の養育又は家族の介護を行うことが困難となることとなる労働者がいるときは、当該労働者の子の養育又は家族の介護の状況に配慮しなければならない。

第十九条の見出し中「措置を」措置等に改め、同条第一項を次のように改める。

事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する労働者のうち、その一歳に満たない子を養育する労働者で育児休業をしないものにあつては労働者の申出に基づく勤務時間の短縮その他の当該労働者が就業しつつその子を養育することを容易にするための措置（以下この項及び次条第一項において「勤務時間の短縮等の措置」という。）を、その雇用する労働者のうち、その一歳から三歳に達するまでの子を養育する労働者にあつては育児休業の制度に準ずる措置又は勤務時間の短縮等の措置を講じなければならない。

第十九条を第二十三条とし、第十八条を第二十一条とし、第十七条を第二十一条とする。

第四章を第六章とする。

第十六条の三中「前条（第四項第二号）を」前条第一項から第三項まで及び第四項（第二号）に改め、同条に次の一項を加える。

2 前条第三項後段の規定は、前項において準用する同条第四項第一号の厚生労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

第三章の二中第十六条の三を第二十条とする。

第十六条の二第二項中（日々雇用される者を除く。以下この章、第十九条及び第二十条において同じ。）を削り、同条第二項中（第四項）を（同項）に改め、同条を第十九条とする。

第三章の二を第五章とし、第三章の次に次の一章を加える。

第四章 時間外労働の制限

第十七条 事業主は、労働基準法第三十六条第一項本文の規定により同項に規定する労働時間（以下この条において単に「労働時間」という。）を延長することができる場合において、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者（日々雇用される者を除く。以下この章、第二十三条から第二十六条まで、第二十八条及び第二十九条において同じ。）であつて次の各号のいずれにも該当しないものが当該子を養育するために請求したときは、制限時間（一月

について二十四時間、一年について百五十時間という。次項において同じ。を超えて労働時間を延長してはならない。ただし、事業の正常な運営を妨げる場合は、この限りでない。

一 当該事業主に引き続き雇用された期間が一年に満たない労働者

二 労働者の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるとして厚生労働省令で定める者に該当する場合における当該労働者

三 前二号に掲げるもののほか、当該請求をできないこととするについて合理的な理由があると認められる労働者として厚生労働省令で定めるもの

2 前項の規定による請求は、厚生労働省令で定めるところにより、その期間中は制限時間を超えて労働時間を延長してはならないこととなる一の期間(一年以上一年以内の期間に限る。第四項において「制限期間」という。)について、その初日(以下この条において「制限開始予定日」という。)及び末日(同項において「制限終了予定日」という。)とする日を明らかにして、制限開始予定日の一月前までにしなければならない。

3 第一項の規定による請求がされた後制限開始予定日とされた日の前日までに、子の死亡その他の労働者が当該請求に係る子の養育をしないこととなった事由として厚生労働省令で定める事由が生じたときは、当該請求は、されなかったものとみなす。この場合において、労働者は、その事業主に對して、当該事由が生じた旨を遅滞なく通知しなければならない。

4 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合は、制限期間中は、当該事情が生じた日(第三号に掲げる事情が生じた場合にあつては、その前日)に終了する。

一 制限終了予定日とされた日の前日までに、子の死亡その他の労働者が第一項の規定による請求に係る子を養育しないこととなった事由として厚生労働省令で定める事由が生じたこと。

二 制限終了予定日とされた日の前日までに、第一項の規定による請求に係る子が小学校就学の始期に達したこと。

三 制限終了予定日とされた日までに、第一項の規定による請求をした労働者について、労働基準法第六十五条第一項若しくは第二項の規定により休業する期間、育児休業期間又は介護休業期間が始まったこと。

5 第三項後段の規定は、前項第一号の厚生労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

第十八条 前条第一項(第二号を除く)、第二項、第三項及び第四項(第二号を除く)の規定は、要介護状態にある対象家族を介護する労働者について準用する。この場合において、同条第一項中「当該子を養育する」とあるのは、「当該対象家族を介護する」と、同条第三項及び第四項第一号中「子」とあるのは、「対象家族」と、「養育」とあるのは「介護」と読み替えるものとする。

2 前条第三項後段の規定は、前項において準用する同条第四項第一号の厚生労働省令で定める事由が生じた場合について準用する。

附 則

(施行期日)

公布の日
平成十三年十月一日から

第一条 この法律は、第五十二条第七項の次に六項を加える改正規定、第二十二條の改正規定(「第十七條」を「第二十一條」に改める部分を除く)、第二十条の見出し及び同条第一項の改正規定、第二十四条の次に二條を加える改正規定、第十九條の見出し及び同条第一項の改正規定並びに第三章の次に一章を加える改正規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(指定法人に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下「旧法」という。)第二十八條第一項の規定による指定を受けている者(以下「旧指定法人」という。)は、この法律による改正後の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下「新法」という。)第三十六條第一項の規定による指定を受けた者とみなす。

2 この法律の施行の日前に旧法第二十八條第二項若しくは第四項又は第三十一條第四項の規定によりされた公示で、この法律の施行の際現に効力を有するものは、新法第三十六條第二項若しくは第四項又は第三十九條第四項の規定によりされた公示とみなす。

3 この法律の施行前に、旧法又はこれに基づく命令により旧指定法人に対して行い、又は旧指定法人が行った処分、手続その他の行為は、新法又はこれに基づく命令中の相当する規定に

よつて、新法第三十六條第二項に規定する指定法人(以下「新指定法人」という。)に對して行い、又は新指定法人が行った処分、手続その他の行為とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧指定法人の役員である者がこの法律の施行の日前に旧法第三十九條第二項に該当する行為は、新法第四十七條第二項に該当する行為とみなして、同項の規定を適用する。

(子の看護のための休暇制度の普及のための努力の促進)

第三条 国は、子の看護のための休暇制度の普及のための事業主、労働者その他の関係者の努力を促進するものとする。

(検討)

第四条 政府は、附則第一条ただし書に規定する改正規定の施行後三年を経過した場合において、新法の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、子を養育する労働者の福祉の増進の観点から子の看護のための休暇制度その他新法に規定する諸制度について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(労働基準法の一部改正)

第三条 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十二條第三項第四号中「第五十二條第三項」を「第六十一條第三項」に改める。

(船員法の一部改正)

第四条 船員法(昭和二十二年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第七十四條第四項中「第五十二條第三項」を「第六十一條第三項」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第五條 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第七十条の三第一項及び第四百二十二条第二項の表第七十条の三第一項の項中「第五十二條第六項」を「第六十一條第六項」に改める。

(育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第六條 育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成七年法律第七号)の一部を次のように改正する。

附則第九條第二項中「第二十六條」を「第三十四條」に改め、同條第三項を削る。

投票者氏名

日程第一 テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

(衆議院送付)

賛成者氏名

二二二名

阿南 一成君 阿部 正俊君
愛知 治郎君 青木 幹雄君
荒井 正吾君 有馬 朗人君
有村 治子君 泉 信也君
市川 一朗君 入澤 肇君
岩井 國臣君 岩城 光英君
岩永 浩美君 上杉 光弘君
上野 公成君 魚住 汎英君
尾辻 秀久君 大島 慶久君
大仁田 厚君 扇 千景君
加治屋義人君 加藤 紀文君
加納 時男君 狩野 安君
景山俊太郎君 金田 勝年君
河本 英典君 木村 仁君
岸 宏一君 久世 公堯君

久野 恒一君 沓掛 哲男君
国井 正幸君 倉田 寛之君
小泉 顯雄君 小齊平敏文君
小林 温君 後藤 博子君
鴻池 祥肇君 近藤 剛君
佐藤 泰三君 齋藤 十朗君
坂野 重信君 清水 達雄君
清水嘉与子君 鈴木 政二君
陣内 孝雄君 関谷 勝嗣君
世耕 弘成君 田村 公平君
田中 直紀君 伊達 忠一君
武見 敬三君 段本 幸男君
常田 享詳君 中川 義雄君
中曾根弘文君 仲道 俊哉君
西銘順志郎君 野沢 太三君
南野知恵子君 服部三男雄君
日出 英輔君 藤井 基之君
真鍋 賢二君 松谷蒼一郎君
松村 龍二君 三浦 一水君
宮崎 秀樹君 森田 次夫君
森山 裕君 矢野 哲朗君

山内 俊夫君 山崎 力君
山崎 正昭君 山下 英利君
山下 善彦君 吉田 博美君
若林 正俊君 朝日 俊弘君
池口 修次君 今泉 昭君
海野 徹君 江本 孟紀君
小川 敏夫君 大橋 巨泉君
神本美恵子君 木俣 佳文君
郡司 彰君 小宮山洋子君
佐藤 泰介君 佐藤 雄平君
鈴木 寛君 高橋 千秋君
谷林 正昭君 辻 泰弘君
内藤 正光君 羽田雄一郎君
平田 健二君 藤井 俊男君
堀 利和君 松井 孝治君
峰崎 直樹君 柳田 稔君
山根 隆治君 山本 孝史君

和田ひろ子君 若林 秀樹君
薬科 満治君 荒木 清寛君
魚住裕一郎君 加藤 修一君
風間 昶君 草川 昭三君
木庭健太郎君 沢 たまき君
白浜 一良君 高野 博師君
続 訓弘君 鶴岡 洋君
遠山 清彦君 浜田卓二郎君
浜四津敏子君 日笠 勝之君
弘友 和夫君 福本 潤一君
松 あきら君 森本 晃司君
山口那津男君 山下 栄一君
山本 香苗君 山本 保君
渡辺 孝男君 井上 美代君
池田 幹幸君 市田 忠義君
岩佐 恵美君 緒方 靖夫君
大沢 辰美君 紙 智子君
小池 晃君 小泉 親司君
大門実紀史君 西山登紀子君
畑野 君枝君 八田ひろ子君
林 紀子君 筆坂 秀世君
宮本 岳志君 吉岡 吉典君
吉川 春子君 大淵 絹子君
大脇 雅子君 大田 昌秀君
田嶋 陽子君 福島 瑞穂君
測上 貞雄君 又市 征治君
山本 正和君 大江 康弘君
田村 秀昭君 西岡 武夫君
平野 貞夫君 広野ただし君
森 ゆうこ君 椎名 素夫君
田名部匡省君 高橋紀世子君

反对者氏名

○名

日程第三　テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

贊成者氏名

二三名

阿南	一成君	阿部	正俊君
愛知	治郎君	青木	幹雄君
荒井	正吾君	有馬	朗人君
有村	治子君	泉	信也君
市川	一朗君	入澤	肇君
岩井	國臣君	岩城	光英君
岩永	浩美君	上杉	光弘君
上野	公成君	魚住	汎英君
尾辻	秀久君	大島	慶久君
大仁田	厚君	扇	千景君
加治屋麿人君		加藤	紀文君
加納	時男君	狩野	安君
景山俊太郎君		金田	勝年君
河本	英典君	木村	仁君
岸	宏一君	久世	公堯君
久野	恒一君	沓掛	哲男君
国井	正幸君	倉田	寛之君
小泉	顯雄君	小齊平敏文君	
小林	溫君	後藤	博子君
鴻池	祥肇君	近藤	剛君
佐藤	泰三君	斎藤	十朗君

山口	朝日	若林	吉田	山下	山崎	山内	森山	森田	宮崎	三浦	松村	松谷	真鍋	藤井	日出	服部	南野	野沢	西銘	仲道	中曾	中川	常田	谷川	竹山	田村	関谷	鈴木	清水	山東
修次君	俊弘君	正俊君	博美君	善彦君	正昭君	俊夫君	裕君	次夫君	秀樹君	一水君	龍二君	蒼一郎君	賢二君	基之君	英輔君	三男雄君	知恵子君	太三君	順志郎君	俊哉君	根弘文君	義雄君	享詳君	秀善君	裕君	公平君	勝嗣君	政二君	達雄君	昭子君
今井	伊藤	浅尾	吉村	山本	山下	山崎	矢野	森元	森下	溝手	松山	松田	舛添	保坂	福島	林	橋本	野間	野上	西田	中原	中島	鶴保	月原	武見	伊達	田中	世耕	陣内	清水
澄君	基隆君	尾慶一郎君	剛太郎君	一太君	英利君	力君	哲朗君	恒雄君	博之君	顯正君	政司君	岩夫君	要一君	三蔵君	啓史郎君	芳正君	聖子君	越君	浩太郎君	吉宏君	爽君	啓雄君	庸介君	茂皓君	敬三君	忠一君	直紀君	弘成君	孝雄君	嘉与子君

今泉	昭君	岩本	司君
海野	徹君	江田	五月君
江本	孟紀君	小川	勝也君
小川	敏夫君	大塚	耕平君
勝木	健司君	岡崎トミ子君	神本美恵子君
川橋	幸子君	木俣	佳丈君
北澤	俊美君	郡司	彰君
小林	元君	小宮山洋子君	
興石	東君	佐藤	泰介君
佐藤	道夫君	佐藤	雄平君
齋藤	勲君	鈴木	寛君
高嶋	良充君	高橋	千秋君
谷	博之君	谷林	正昭君
千葉	景子君	辻	泰弘君
角田	義一君	内藤	正光君
直嶋	正行君	羽田雄一郎君	
長谷川	清君	平田	健二君
広中和歌子君		藤井	俊男君
藤原	正司君	堀	利和君
本田	良一君	松井	孝治君
円	より子君	峰崎	直樹君
築瀬	進君	柳田	稔君
山下八洲夫君		山根	隆治君
山本	孝史君	和田ひろ子君	
若林	秀樹君	藁科	満治君
荒木	清寛君	魚住裕一郎君	
加藤	修一君	風間	昶君
草川	昭三君	木庭健太郎君	
沢	たまき君	白浜	一良君
高野	博師君	続	訓弘君

反对者氏名

○名

鶴岡	洋君	遠山	清彦君
浜田卓二郎君		浜四津敏子君	
日笠	勝之君	弘友	和夫君
福本	潤一君	松	あきら君
森本	晃司君	山口那津男君	
山下	栄一君	山本	香苗君
山本	保君	渡辺	孝男君
井上	美代君	池田	幹幸君
市田	忠義君	岩佐	恵美君
緒方	靖夫君	大沢	辰美君
紙	智子君	小池	晃君
小泉	親司君	大門実紀史君	
西山登紀子君		畑野	君枝君
八田ひろ子君		林	紀子君
筆坂	秀世君	宮本	岳志君
吉岡	古典君	吉川	春子君
大淵	絹子君	大脇	雅子君
大田	昌秀君	田嶋	陽子君
福島	瑞穂君	洲上	貞雄君
又市	征治君	山本	正和君
大江	康弘君	田村	秀昭君
西岡	武夫君	平野	貞夫君
平野	達男君	広野ただし君	
森	ゆうこ君	椎名	素夫君
田名部匡省君		高橋紀世子君	
西川きよし君		松岡満壽男君	
柏村	武昭君	島袋	宗康君
中村	敦夫君	本岡	昭次君

日程第四 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律案
(内閣提出)
日程第五 地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律案(第百五十一回国
会内閣提出、第百五十三回国会衆議院送付)
賛成者氏名

阿南 一成君 阿部 正俊君
愛知 治郎君 青木 幹雄君
荒井 正吾君 有馬 朗人君
有村 治子君 泉 信也君
市川 一朗君 入澤 肇君
岩井 國臣君 岩城 光英君
岩永 浩美君 上杉 光弘君
上野 公成君 魚住 汎英君
尾辻 秀久君 大島 慶久君
大仁田 厚君 扇 千景君
加治屋義人君 加藤 紀文君
加納 時男君 狩野 安君
景山俊太郎君 金田 勝年君
河本 英典君 木村 仁君
岸 宏一君 久世 公堯君
久野 恒一君 沓掛 哲男君
国井 正幸君 倉田 寛之君
小泉 顯雄君 小齊平敏文君
小林 温君 後藤 博子君
鴻池 祥肇君 近藤 剛君
佐藤 泰三君 斎藤 十朗君
坂野 重信君 山東 昭子君
清水嘉与子君 清水 達雄君
陣内 孝雄君 鈴木 政二君
世耕 弘成君 関谷 勝嗣君

田中 直紀君 田村 公平君
伊達 忠一君 竹山 裕君
武見 敬三君 谷川 秀善君
月原 茂皓君 常田 享詳君
鶴保 庸介君 中川 義雄君
中島 啓雄君 中曾根弘文君
中原 爽君 仲道 俊哉君
西田 吉宏君 西銘順志郎君
野上浩太郎君 野沢 太三君
野間 赴君 南野知恵子君
橋本 聖子君 服部三男雄君
林 芳正君 日出 英輔君
福島啓史郎君 藤井 基之君
保坂 三蔵君 真鍋 賢二君
舩添 要一君 松谷倉一郎君
松田 岩夫君 松村 龍二君
松山 政司君 三浦 一水君
溝手 顯正君 宮崎 秀樹君
森下 博之君 森田 次夫君
森元 恒雄君 森山 裕君
矢野 哲朗君 山内 俊夫君
山崎 力君 山崎 正昭君
山下 英利君 山下 善彦君
山本 一太君 吉田 博美君
吉村剛太郎君 若林 正俊君
浅尾慶一郎君 朝日 俊弘君
伊藤 基隆君 池口 修次君
今井 澄君 今泉 昭君
岩本 司君 海野 徹君
江田 五月君 江本 孟紀君
小川 勝也君 小川 敏夫君
大塚 耕平君 大橋 巨泉君

岡崎トミ子君 岡崎トミ子君
神本美恵子君 神本美恵子君
木俣 佳文君 木俣 佳文君
郡司 彰君 小宮山洋子君
小宮山洋子君 佐藤 泰介君
佐藤 泰介君 佐藤 雄平君
佐藤 雄平君 鈴木 寛君
鈴木 寛君 高橋 千秋君
高橋 千秋君 谷林 正昭君
谷林 正昭君 辻 泰弘君
内藤 正光君 羽田雄一郎君
羽田雄一郎君 平田 健二君
平田 健二君 藤井 俊男君
堀 利和君 松井 孝治君
松井 孝治君 峰崎 直樹君
柳田 稔君 山根 隆治君
和田ひろ子君 和田ひろ子君
藁科 満治君 魚住裕一郎君
魚住裕一郎君 風間 昶君
木庭健太郎君 白浜 一良君
白浜 一良君 統 訓弘君
遠山 清彦君 遠山 清彦君
浜四津敏子君 弘友 和夫君
弘友 和夫君 松 あきら君
山口那津男君 山口那津男君

勝木 健司君 勝木 健司君
川橋 幸子君 川橋 幸子君
北澤 俊美君 北澤 俊美君
小林 元君 小林 元君
奥石 東君 奥石 東君
佐藤 道夫君 佐藤 道夫君
齋藤 勤君 齋藤 勤君
高嶋 良充君 高嶋 良充君
谷 博之君 谷 博之君
千葉 景子君 千葉 景子君
角田 義一君 角田 義一君
直嶋 正行君 直嶋 正行君
長谷川 清君 長谷川 清君
広中和歌子君 藤原 正司君
藤原 正司君 本田 良一君
円 より子君 篠瀬 進君
篠瀬 進君 山下八洲夫君
山本 孝史君 山本 孝史君
若林 秀樹君 若林 秀樹君
荒木 清寛君 加藤 修一君
加藤 修一君 草川 昭三君
沢 たまき君 高野 博師君
高野 博師君 鶴岡 洋君
浜田卓二郎君 日笠 勝之君
日笠 勝之君 福本 潤一君
福本 潤一君 森本 晃司君
山下 栄一君 山下 栄一君

反対者氏名

○名

日程第六 司法制度改革推進法案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

二一八名

阿南 一成君 阿部 正俊君
愛知 治郎君 青木 幹雄君
荒井 正吾君 有馬 朗人君

有村 治子君	泉 信也君
市川 一朗君	入澤 肇君
岩井 國臣君	岩城 光英君
岩永 浩美君	上杉 光弘君
上野 公成君	魚住 汎英君
尾辻 秀久君	大島 慶久君
大仁田 厚君	扇 千景君
加治屋義人君	加藤 紀文君
加納 時男君	狩野 安君
景山俊太郎君	片山虎之助君
金田 勝年君	河本 英典君
木村 仁君	岸 宏一君
久世 公義君	久野 恒一君
沓掛 哲男君	国井 正幸君
倉田 寛之君	小泉 顯雄君
小齊平敏文君	小林 温君
後藤 博子君	鴻池 祥肇君
近藤 剛君	佐藤 泰三君
齋藤 十朗君	坂野 重信君
山東 昭子君	清水嘉与子君
清水 達雄君	陣内 孝雄君
鈴木 政二君	世耕 弘成君
関谷 勝嗣君	田中 直紀君
田村 公平君	伊達 忠一君
竹山 裕君	武見 敏三君
谷川 秀善君	月原 茂皓君
常田 享詳君	鶴保 庸介君
中川 義雄君	中島 啓雄君
中曾根弘文君	中原 爽君
仲道 俊哉君	西田 吉宏君
西銘順志郎君	野上浩太郎君
野沢 太三君	野間 越君

南野知恵子君	橋本 聖子君
服部三男雄君	林 芳正君
日出 英輔君	福島啓史郎君
藤井 基之君	保坂 三蔵君
真鍋 賢二君	舛添 要一君
松谷蒼一郎君	松田 岩夫君
松村 龍二君	松山 政司君
三浦 一水君	溝手 顯正君
宮崎 秀樹君	森下 博之君
森田 次夫君	森元 恒雄君
森山 裕君	矢野 哲朗君
山内 俊夫君	山崎 力君
山崎 正昭君	山下 英利君
山下 善彦君	山本 一太君
吉田 博美君	吉村剛太郎君
若林 正俊君	浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
池口 修次君	今井 澄君
今泉 昭君	岩本 司君
海野 徹君	江田 五月君
江本 孟紀君	小川 勝也君
小川 敏夫君	大塚 耕平君
大橋 巨泉君	岡崎トミ子君
勝木 健司君	神本美恵子君
川橋 幸子君	木俣 佳丈君
北澤 俊美君	郡司 彰君
小林 元君	小宮山洋子君
輿石 東君	佐藤 泰介君
佐藤 道夫君	佐藤 雄平君
齋藤 勁君	鈴木 寛君
高嶋 良充君	高橋 千秋君
谷 博之君	谷林 正昭君

千葉 景子君	辻 泰弘君
角田 義一君	内藤 正光君
直嶋 正行君	羽田雄一郎君
長谷川 清君	平田 健二君
広中和歌子君	藤井 俊男君
藤原 正司君	堀 利和君
本田 良一君	松井 孝治君
円より子君	峰崎 直樹君
篠瀬 進君	柳田 稔君
山下八洲夫君	山根 隆治君
山本 孝史君	和田ひろ子君
若林 秀樹君	薬科 満治君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君
加藤 修一君	風間 昶君
草川 昭三君	木庭健太郎君
沢 たまき君	白浜 一良君
高野 博師君	統 訓弘君
鶴岡 洋君	遠山 清彦君
浜田卓二郎君	浜四津敏子君
日笠 勝之君	弘友 和夫君
福本 潤一君	松 あきら君
森本 晃司君	山口那津男君
山下 栄一君	山本 香苗君
山本 保君	渡辺 孝男君
井上 美代君	池田 幹幸君
市田 忠義君	岩佐 恵美君
緒方 靖夫君	大沢 辰美君
紙 智子君	小池 晃君
小泉 親司君	大門実紀史君
西山登紀子君	畑野 君枝君
八田ひろ子君	林 紀子君
筆坂 秀世君	宮本 岳志君

反対者氏名

大田 昌秀君	福島 瑞穂君
淵上 貞雄君	又市 征治君
中村 敦夫君	本岡 昭次君
柏村 武昭君	島袋 宗康君
西川きよし君	松岡満壽男君
田名部匡省君	高橋紀世子君
森 ゆうこ君	椎名 素夫君
平野 達男君	広野ただし君
西岡 武夫君	平野 貞夫君
大江 康弘君	田村 秀昭君
田嶋 陽子君	山本 正和君
吉岡 吉典君	吉川 春子君

四名

日程第七 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律案(第百五十一回国会内閣提出、第百五十三回国会衆議院送付)

賛成者氏名

阿南 一成君	阿部 正俊君
愛知 治郎君	青木 幹雄君
荒井 正吾君	有馬 朗人君
有村 治子君	泉 信也君
市川 一朗君	入澤 肇君
岩井 國臣君	岩城 光英君
岩永 浩美君	上杉 光弘君
上野 公成君	魚住 汎英君
尾辻 秀久君	大島 慶久君
大仁田 厚君	扇 千景君
加治屋義人君	加藤 紀文君
加納 時男君	狩野 安君

二三三名

平成十三年十一月九日 参議院会議録第九号 投票者氏名

景山俊太郎君	片山虎之助君
金田 勝年君	河本 英典君
木村 仁君	岸 宏一君
久世 公堯君	久野 恒一君
沓掛 哲男君	国井 正幸君
倉田 寛之君	小泉 顯雄君
小齊平敏文君	後藤 博子君
鴻池 祥肇君	近藤 剛君
佐藤 泰三君	斎藤 十朗君
坂野 重信君	山東 昭子君
清水嘉与子君	清水 達雄君
陣内 孝雄君	鈴木 政二君
世耕 弘成君	関谷 勝嗣君
田中 直紀君	田村 公平君
伊達 忠一君	竹山 裕君
武見 敬三君	谷川 秀善君
月原 茂皓君	常田 享詳君
鶴保 庸介君	中川 義雄君
中島 啓雄君	中曾根弘文君
中原 爽君	仲道 俊哉君
西田 吉宏君	西銘順志郎君
野上浩太郎君	野沢 太三君
野間 勉君	南野知恵子君
橋本 聖子君	服部三男雄君
林 芳正君	日出 英輔君
福島啓史郎君	藤井 基之君
保坂 三蔵君	真鍋 賢二君
舩添 要一君	松谷蒼一郎君
松田 岩夫君	松村 龍二君
松山 政司君	三浦 一水君
溝手 顯正君	宮崎 秀樹君
森下 博之君	森田 次夫君

森元 恒雄君	森山 裕君
矢野 哲朗君	山内 俊夫君
山崎 力君	山崎 正昭君
山下 英利君	山下 善彦君
山本 一太君	吉田 博美君
吉村剛太郎君	若林 正俊君
浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君
伊藤 基隆君	池口 修次君
今井 澄君	今泉 昭君
岩本 司君	海野 徹君
江田 五月君	江本 孟紀君
小川 勝也君	小川 敏夫君
大塚 耕平君	大橋 巨泉君
岡崎トミ子君	勝木 健司君
神本美恵子君	川橋 幸子君
木俣 佳文君	北澤 俊美君
郡司 彰君	小林 元君
小宮山洋子君	興石 東君
佐藤 泰介君	佐藤 道夫君
佐藤 雄平君	齋藤 勲君
鈴木 寛君	高嶋 良充君
高橋 千秋君	谷 博之君
谷林 正昭君	千葉 景子君
辻 泰弘君	角田 義一君
内藤 正光君	直嶋 正行君
羽田雄一郎君	長谷川 清君
平田 健二君	広中和歌子君
藤井 俊男君	藤原 正司君
堀 利和君	本田 良一君
松井 孝治君	円 より子君
峰崎 直樹君	篠瀬 進君
柳田 稔君	山下八洲夫君

山根 隆治君	山本 孝史君
和田ひろ子君	若林 秀樹君
藁科 満治君	荒木 清寛君
魚住裕一郎君	加藤 修一君
風間 昶君	草川 昭三君
木庭健太郎君	沢 たまき君
白浜 一良君	高野 博師君
統 訓弘君	鶴岡 洋君
遠山 清彦君	浜田卓二郎君
浜四津敏子君	日笠 勝之君
弘友 和夫君	福本 潤一君
松 あきら君	森本 晃司君
山口那津男君	山下 栄一君
山本 香苗君	山本 保君
渡辺 孝男君	井上 美代君
池田 幹幸君	市田 忠義君
岩佐 恵美君	緒方 靖夫君
大沢 辰美君	紙 智子君
小池 晃君	小泉 親司君
大門実紀史君	西山登紀子君
畑野 君枝君	八田ひろ子君
林 紀子君	筆坂 秀世君
宮本 岳志君	吉岡 吉典君
吉川 春子君	大淵 絹子君
大脇 雅子君	大田 昌秀君
田嶋 陽子君	福島 瑞穂君
洲上 貞雄君	又市 征治君
山本 正和君	大江 康弘君
田村 秀昭君	西岡 武夫君
平野 貞夫君	平野 達男君
広野ただし君	森 ゆうこ君
椎名 素夫君	田名部匡省君

反対者氏名

高橋紀世子君	西川きよし君
松岡満壽男君	柏村 武昭君
島袋 宗康君	中村 敦夫君
本岡 昭次君	

○名

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五八四四五 二番四号区虎ノ門二丁目
財務省印刷局	
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 〇〇五円 送料別